

平成30年9月12日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

3番 伊藤 芳 則	4番 弓 掛 元	5番 藤 井 憲一郎
6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市	8番 山 村 恵美子
9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治	11番 新 家 良 和
12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次	14番 岡 田 美津子
15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章	17番 澤 井 信 秀
18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛
21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明	23番 亀 井 源 吉
24番 助 木 達 夫		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	柴 田 亮	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 <small>併農業委員会事務局長</small>	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	小 田 邦 子	布野支所長	中 宗 久 之
作木支所長	中 原 みどり	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	古 野 英 文	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	牧 原 英 敏	監査事務局長	中 原 真 一

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	石 田 和 也
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 亀 井 源 吉 澤 井 信 秀 山 村 恵美子 保 実 治

平成30年9月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（平成30年9月12日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 亀 井 源 吉……………245 澤 井 信 秀……………258 山 村 恵美子……………274 保 実 治……………290


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、杉原議員及び齊木議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、亀井議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については送付していますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

なお、議場が暑いようでしたら、適宜上着をおとりください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（小田伸次君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

〔23番 亀井源吉君 登壇〕

○23番（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。真正会の亀井です。お許しをいただきましたので、久々に一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、7月の豪雨により被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、順次質問に入らせていただきます。

まず1番目ですが、三次市農業振興プランにおける農業政策についてお伺いいたします。

農業を取り巻く環境は、環太平洋連携協定、通称TPPや欧州連合との経済連携協定あるいはアメリカとの二国間協議など国際会議が進むにつれ、大きく変わろうとしております。今後、この中山間地域である三次市においても、農業経営が持続できるか大変危惧しているところでもあります。平成28年度から平成32年度までの5年間を対象に作成された農業振興プランは、本当に機能しているのか、計画期間の中間に当たる今、検証も含め質問をさせていただきます。

まず、三次市において農業を取り巻く環境がどのように変化しているのか、相対的な質問をさせていただきます。農家戸数は平成27年度には4,291戸と10年間で実に1,700戸余りが減少し、農業就業人口も同じ10年で約3,000人が減少しております。耕地の状況を見ますと、平成17年度では4,833ヘクタールあったものが、平成27年度では4,323ヘクタールと、実に510ヘクター

ルも減少いたしております。この数値はいずれも17年度と27年度の農林業センサスで対比をしたものでありますが、平成27年度以降もさらに進行しているものではないかと思われま。直近の農家数、農業就業人口、それから耕地面積の状況や耕作放棄地の状況等が数値でわかれば教えていただきたいと思ひます。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 27年度以降の農家戸数等の状況についての御質問でございます。

まず、農業関係の調査につきましては、5年ごとに農林業センサスが調査されるわけでございます。直近では議員おっしゃいますように、平成27年のものが直近値ということになります。したがって、5年おきということで次回については平成32年ということで、28年度以降の農家戸数あるいは農業就業人口、経営耕地面積については把握はできていないということでございます。

ただ、農林水産業の統計調査、農家戸数はございませんけれども、耕地面積あるいは作付面積について各自治体から出された数値をもとに公表されておる数値を申し上げますと、27年から申し上げますと、まず耕地面積の調査結果におきましては、本市は27年が5,920ヘクタール、平成28年が5,900ちょうど、平成29年が5,880でございます。

また、作付面積について、例えば水稻を申し上げますと、平成27年が3,220ヘクタール、平成28年が3,150、平成29年が3,110ヘクタールといった状況になっておりますので、この間の27年までの状況と同様に、作付面積等の状況も減ってきておるといふふうに考えて分析をしているところでございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) はっきりした数値はわからないということですが、次の農林業センサスの数字が出るまでわからないということですが、いずれにしても耕地面積等、非常に厳しい実態があるものと思っております。いずれにしても農業を持続させるためには、こうした取組も必要ですが、農業振興プランそのものを見直す必要も中にはあるかと思ひます。厳しく見詰めて農業振興プランの目的をぜひとも達成していただきたいと思ひます。今後、TPP等により関税が徐々に下がり自由貿易が促進されると、ますます加速されるのではないかと思ひます。農業振興プランを初期の目的どおり達成するように、相当の意気込みが必要ではなかろうかと思ひます。積極的な指導及び支援を今後ともお願いし、次の質問へ入ります。

それでは、農業振興プランの中の農業法人についてお伺ひします。

農業法人の設立状況は、平成27年度、35法人となっておりますが、その後の農業法人の設立

状況はいかなるものかお知らせをいただきたいと思います。また、今後とも設立予定をされている団体があるのかどうか、それもあわせてお伺いをいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 農業法人の現状と見通しでございますけれども、平成30年、今年8月末現在で、集落法人の設立状況につきましては35法人でございます。この集落法人につきましては、地域農業の維持発展のための担い手として研修会等での周知あるいは設立を検討されているといった地域があれば、そちらに出向いて説明会等を行ってきたところでございますけれども、平成28年度以降の設立状況でいきますと、設立がない状況でございます。現在のところ、目標としておる集落法人数にはなかなか厳しい状況であろうかというふうに考えておるところでございます。

ただ、集落法人につきましては、集積面積等については県内1位といったような実績もございますので、今後とも集落法人の35法人を担い手の柱として、その継続等について引き続き支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) 今も言われましたように、計画では32年度で45法人を目標にされております。しかし、その後、増えてないということでもあります。しかし、実態から言うと、法人の設立をしたくてもできない地域が相当あるんじゃないかならうかと思っております。これらについては、県、市それぞれ連携しながら、相当な御努力もいただいておりますが、こういう設立したくてもできない地域に対して、どのような指導を今後されようとしているのかを、もう一度お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 基本的には、今、御答弁申し上げたような形で、機会を捉えて集落法人の設立について検討されているところがあれば、具体的に出向いてお話をさせていただくということになるかと思っております。また、現在、集落法人あるいは認定農業者を対象とした市の単独事業といったメニュー等もございますので、そういったところも含めて具体的に説明しながら、目標に近づけるように頑張ってもらいたいというふうに考えております。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番（亀井源吉君） ぜひと頑張っていたきたいと思います。

次に、担い手の一端を担っていただいております認定農家についてお伺いいたします。

認定農家につきましては、この農業振興プランでは平成27年度、132人が登録されておりますが、若干微増であるというような表現もされております。現在の認定農業者数を教えていただきたいと思います。またあわせて、現在では既に廃止となりましたが、27年度認定農業者へも補助が拡大された三次市集落法人等新規雇用事業補助金、これによりこの補助金を受けた認定農業者数と雇用延べ人数もあわせてお知らせをお願いします。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（日野宗昭君） まず、認定農業者の数でございますけれども、平成30年8月末現在で認定農業者数は123人でございます。また、集落法人等新規雇用事業によります認定農業者、集落法人以外による事業の活用実績、これにつきましては、認定農業者4経営体、雇用につきましては6名の雇用といったことについて支援をしている状況でございます。

（23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

〔23番 亀井源吉君 登壇〕

○23番（亀井源吉君） 27年の設立当初には132人いたものが123人と言われましたよね。逆に9人減少しておるんですね。目標の32年では170人となるように設定されておりますが、逆に減っているというようなこと。それから、補助金が4法人で認定農業者と、それから6人を雇用されているということではありますが、非常に使いにくい補助金でもあったのではなかろうかというような気がしております。いずれにしても、170人にはほど遠い数字なので、担い手の一端を受けていただきます認定農業者であります。ぜひと、これも市、県が協力してどんどん認定農業者になれるよう、あわせて推進していただきたいと思います。

それで、次に三次市集落農業法人等新規雇用事業補助金交付要綱の第5条に、補助対象事業期間が定められております。定められていたと言った方がいいのかなのかわかりませんが、法人は2年、それから認定農業者は1年と補助対象期間が違っております。この違って理由をお知らせいただきたいと思います。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（日野宗昭君） 集落法人等新規雇用事業の補助対象期間につきましては、集落法人については地域での農地の維持等の取組といったことをされておることから2年とし、認定農業者につきましては個人経営ということであるため1年というふうにさせていただいております。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) 法人は地域の農業を守っているということでありますが、位置づけとすれば、市からいうと農業法人も個人の経営者も基本的には担い手の1人であるということ、団体だから優遇する、それから個人だからちょっと軽んじているわけではなかろうと思いますが、個人経営であるということで片づける、このことが後のこれからの質問になるんですが、やはり補助金を受けにくい体質になるのではなかろうかという気がしております。規模が違うのであれば、例えば雇用人数等で調整すべきであって、長く農業を続けるためには農業経営法人も、それから個人も基本的には私は同じだと思うので、やはりここで差をつけるのはいかがかと思っております。1人は1人として雇用するべきだと思っておるところであります。このことは次の質問へ続けさせていただきますが、新規雇用事業補助金について実例をもとに質問をさせていただきます。

資料をお願いします。この資料は、私が実は許可を得てつくっておるんですが、認定農業者が3人も雇用したにもかかわらず、新規雇用事業補助金の対象とならなかったものであります。この資料のポイントは2点あると思っております。まず1点は、農業で終年雇用ができるかどうかということ考えた結果、それから2点目は、雇用者の身分保障をどのように確保するかを考えた結果。

まず1点目は、林業との組み合わせで終年雇用を確立すると。それから、実はここが市と見解を大きく異にしたところでありますが、会社員として採用すれば解決すると、この認定農業者は考えております。会社員というのは、認定農業者とたまたまこの人は単に会社も経営されておるということで、会社員として雇用をしております。

質問に戻りますが、この認定農業者は3人を順次雇用したことにより、認定時の27年度には約6ヘクタールの耕作をしておりましたが、現在では約13ヘクタールに面積を拡大されております。まだまだ拡大をして、将来は会社組織をつくりたいという大きな希望も持たれているところでもあります。このケースは、私は実態から言うと当然担い手であって、市の補助金を受けべきであつたろうと思うわけです。しかし、この認定農業者はたまたま会社を運営していたということもあって、社員として採用し、会社へしたところ、市は会社へ農業経営部門がないということで、これは新規雇用とはならないと、認定農業者が雇用したことにはならないということで、補助対象とならなかったものであります。

先ほど言いましたように、この認定農業者はまず会社によって身分保障を保障する、例えば福利厚生でありますとか給与の面、それから今の社会保険への加入といったようなものを確立したわけでありまして、非常に残念な結果となったわけですが、これからの農業を持続させるためには、このような発想こそ本当に大切にしないといけないものと思っております。市はもっと柔軟に考えるべきだと、私は対応すべきだと思いますが、市の見解をいただきたいと思っております。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 具体的な事例でもって御質問をいただいております。

まず、この集落法人等の新規雇用事業補助金の趣旨について申し上げますと、これはまず会社形式あるいは個人を問わずに、先ほども認定農業者の育成ということもあったように、本市とすれば認定農業者を増やしていくという施策の中で、この補助金につきましても、まずもって認定農業者になっていただくということが前提になっております。それがまず第一でございます。その認定農業者個人あるいは会社の認定農業者に対して市が新たに従業員として常勤の雇用ということで、具体的には雇用契約といった形のものをご確認させていただくようになりますけれども、その場合にその会社あるいは個人の認定農業者の方に対して月額で10万から15万と。したがって、年間で120万を超える市単独の補助金を交付するという趣旨でございます。

したがって、御質問の件につきましては、雇用契約が成り立っている会社の場合、これはまだ認定農業者の申請はいただけていないというふうに思っておりますけれども、雇用契約をしてもらえる会社が認定農業者の手続きをとっていただければ対象ということになるかと思っております。そういった意味で、本市の農業の担い手として個人の事業者だけでなく、会社組織の場合においても認定農業者の手続きをとっていただければ、会社と雇用関係にある新規従業員に係る補助金は交付できるという状況でございます。具体的に当時、その内容についても説明のほうは担当からしておられるのは聞いておるところでございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) この認定農業者が会社の社員として採用したというのには布石がありまして、認定農業の聞き取りをされたとき雇用のことを聞かれて、こういう思いがあるんだということで、できれば身分保障してやりたいと。特に農業技術学校を卒業したような若い、当時はたまたま21歳がそろっておりましたが、21歳ぐらいの人を雇うのに個人が雇うより会社で雇ったほうが安定するので、このほうが良いと思うということを聞き取りのときに言ったところ、市の職員も、それから県の職員も手をたたいてそれはすばらしい考えであるということをおっしゃって、それを実践しただけが、2カ月後に交付された補助対象の枠外であるということをおっしゃっております。非常に残念な結果であったわけですが、そのときに雇用契約そのものは会社とされているということではありますが、例えば補助要綱に適用しないのなら、「市長が特に認める者」という1項を設けてもいいんじゃないかということもおっしゃってましたが、検討はするという言葉があったんですが、返事がないまま現在に至っているということでもあります。

そこでお伺いしますが、補助要綱に適用しないなら補助要綱を直すことができなかったのか、

もっと柔軟に対応できなかったのか、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 従業員の方の身分保障ということから、社会保険等のある会社で雇用されるということは重要であろうというふうに考えております。ポイントになる点は説明もさせていただいておるようでございますけども、この会社のほうで農業の担い手として認定農業者の手続きをとっていただければ、この補助金の対象になるということでございます。個人の認定農業者の方については、直接的にその本人さんとの雇用関係はなくて、資料等を見させていただきますと、会社のほうへ応分の負担ということになりますので、個人の認定農業者の方への補助金の交付というのは残念ながらできないと。したがって、本市とすれば会社のほうに対して補助金を交付させていただければと思います。ただし、その前段とすれば、やはり認定農業者が本市としての担い手の柱になっておりますので、ぜひ認定農業者の手続きをとっていただければと思います。

それから、今年度から新たに農業以外のところから農業へ参入したいと。農外参入ということで、参入されようとする企業への支援策として新たに新規雇用等に係る補助制度を創設いたしましたので、御活用いただければというふうに考えておるところでございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) いずれにしても、対象にならないということであるわけですが、例えば6月定例会で放課後児童の条例が出ましたが、「市長が適当と認める者」とか臨時会では税条例の一部に「必要と市長が認める者」とかいう表現がある議案が出ました。そこで、高岡副市長に若干お伺いをいたしますが、このような農業に対して、農業の補助要綱のようなものへ「市長が特に認める者」というような要綱を設けることが適当でないのかどうか、お伺いしたいと思います。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 御質問がございました、「市長が特に認める」あるいは特任事項ということでございますが、それはやはりそれぞれの制度あるいは条例とか規則もそうでありますけども、目的、趣旨というものがございます。その目的あるいは趣旨に沿うものが想定される、あるいはそういったことが現実にあるものについては検討する余地はあろうかというふうに思います。個別のこの件につきましては、産業環境部長が申しておりますので、そういった考えでございますが、一般的にはそういった目的、趣旨に沿ってどうかというのは検討する必要があるかというふうに思っております。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) 特に趣旨を曲げるようなつもりはないんですが、特に農業部門というようなところ、それからこのような発想に対しては、ぜひとも柔軟に受けとめるぐらいの度量がないと、先ほどの認定農業者が逆に計画ができてから減っているというような状況に陥るんだと思います。もっと柔軟に対応していただきたいと思います。

次の質問へ入りますが、ホームページで農林業・畜産業の支援という欄を見ますと、実に31項目の項目が出ております。それで、ここの中へは4行目と5行目に認定農業者等育成事業、それから集落法人等新規雇用事業というような項目が載っておりますが、この項の交付要綱を見てみると、一番最後にこの告示の失効という欄がありまして、平成30年3月31日限りでその効力を失うというのがどちらも載っております。しかし、ホームページで見ると、一覧表のほうへ現在も載っていると。今は直っているのかどうかわかりませんが、これは8月に引っぱり出したものであります。そういうことで、虚偽とまでは言いませんが、こういうものは昨日までの一般質問でも直すべきものは早急に直せというような質問もありましたが、これらもそれに当たるものと思っております。ぜひともよろしくお願いします。

それで、この2つの補助事業は結局、今年の29年度末で終わったわけですが、これらは担い手である法人にとっても認定農業者にとっても非常に魅力的な補助事業であったと思いますが、なぜ廃止したのか、わずか5年と3年で廃止になっております。今後、担い手の育成をどう導くのか、この趣旨を継承した制度ができるのか、またもっと取り組みやすい支援事業を策定できないのか。例えば、先ほど認定農業者が少なくなっている、そして補助事業も使う人が少ないと。いわゆる法人は2年、個人は1年というような項目もありましたが、これらについて匹敵するんだと思うんですが、個人はなかなか長期の土地の借り入れ契約が締結できないという面もあります。逆に、耕作実績年数で後から支払うというような補助制度ができないものか、もっと使いやすいものができないものかというような気がいたしております。今後、担い手育成のこういうものを廃止してどのようにもっていくのか、認定農業者については恐らく補助事業がこれでなくなったんじゃないですか、お伺いします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) いずれの事業も市の単独事業ということでございます。通常、農政関係に限っておられるかもしれませんが、大体3年間で単市の事業というのは一定程度、期間といいますか、終わるということになっております。横の集落法人のほうにつきましても、いずれにいたしましても、どちらにいたしましても、30年3月30日の告示第87号によりまして、30年4月1日から施行ということで基本的には継続で事業のほうは実施しておると、継続しておるということでございます。

あと、今の単年、単年で実績の結果として見てはどうかという御質問があるかと思いませんけれども、基本的には認定農業者等につきましても制度上、その集積といいますか、補助金の内容を確認させていただくということが毎年度必要でございますので、あとの実績をもって対応していくという御質問については、現段階ではなかなか認定支援ということについては困難であろうというふうに考えているところでございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) いずれにしても、第2次の総合計画でも、この農業振興プランでも担い手の育成というのは絶対条件であるというような文言が多くあります。ぜひとも担い手の育成というのには何が何でも力を入れて、三次市の農業を持続できるように守っていただきたいというお願いをして、次の質問へ入ります。

時間がなくなりましたので、認定農業者育成支援事業については割愛させていただきます。

それでは、もう一点、基本方針の1つに農地の保全というのがあって、有害鳥獣による農作物被害の防止を図るため、効果的な捕獲体制の充実強化に取り組むとありますが、効果的な捕獲体制の充実強化という面では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というものの特区をとっていただければ、より効果が上がるのではなからうかという思いがしております。この特区とは、狩猟免許者の補助者として免許を持っていない人が参加することができて、わなの見回りとか餌の供給など、猟友会の指導のもと捕獲に参加できるもので、より駆除効果が高いものと思っております。また、別に日没後でも銃による駆除ができる特区があるというようにお聞きしておりますが、これらの特区をもしとっていただければ非常に駆除効果上がるものと思っておりますが、いかがでしょうか。あわせて見解をお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 2点御質問をいただきました。最初に夜間の駆除についてお答えをいたします。

これにつきましては、現在、特区という考え方ではなくて各自治体、広島県ということになりますけれども、県が実施するかしないかということの判断をしていくようになるかと思いません。御質問のように、鳥獣保護法の規定によって夜間銃猟については認定事業者に委託することができるというふうになっておるわけでございますけれども、これは県が実施する事業ということになります。広島県の場合には、この圏域での認定事業者ということになりますけれども、県の考え方を確認いたしますと、やはり安全性の確保、夜間ということですね、それから夜間で駆除する場所の設定、この2つの点について現段階では困難であろうということの判断でございました。

それから、あと補助の関係につきましては、補助員、これは特区の申請ということになる

かと思えます。例えば、狩猟免許がなくても補助員として対応できるという特区の内容でございますけれども、これについてもやはり本市とすると、現段階では狩猟免許を有しない方の捕獲活動というのは行っていない状況もございます。これについてもやはり安全性第一ということで、安全性の確保から現段階では少し難しいかなというふうには思っておりますけれども、今後の研究課題にさせていただければというふうに考えております。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) いずれにしても、特区がとれるかとれないかは別として、農家はこの鳥獣被害に大変困っておるわけです。例えば、1年間かけてせっかく水稻をつくっても収穫時に荒らされてしまえば、1年間がだいなしになってしまうわけです。ぜひ効果的な捕獲体制を実現していただきたいと思えます。

それからもう一点、わなの資格所有者が箱わなとか、わなを購入した場合、電牧等の資材購入費同様、補助対象とすべきではないかということと、わなの資格所有者や特区がとれないということであったんですが、もし補助者がわな等の管理をして捕獲まで尽力を尽くした場合には、猟友会の補助金以外にも奨励金を出してもいいのではないかと思います。御見解をお伺いします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 有害鳥獣の対策ということにつきましては、1つは防除、防止、もう一つは駆除という大きくはこの2つの取組になろうかと思えます。防除等の防止柵、これにつきましては耕作者が設置する防護柵、この資材費につきましては助成をいたしております。

一方で、箱わな等、これによる駆除ということになります。現在、本市におきましては、駆除の考え方につきましては、市の有害鳥獣駆除班のほうでの管理運用といったことを原則として行なうように考えておるところでございます。市が購入して狩猟免許を有する有害鳥獣駆除班がその管理運用を行なうということでございます。したがって、現段階では個人の方への箱わな等の資材費の支援というのは現在は行っていないといった状況でございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) いずれにしても、駆除の効果が出るように、ぜひとも御尽力をいただきたいということでよろしくお願いします。

それから、みよしブランド認定についてお伺いいたします。

計画では22品目が当初認定されておりますが、その後いかが追加認定になっているかお伺い

いたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) みよしブランド認定品につきましては、平成30年3月末現在でございますけれども、その認定品目数は26品目でございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) 22品目から3年目を迎えて4品目増加されているということですが、三次市にはまだまだ隠れた特産品が多くあります。ぜひともどんどん発行して、当初の目的どおり販売に有利なブランド品認定をしていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、次に移ります。

いずれにしても、農業振興プランは3年目を迎えておりますが、農家数の減少とともに耕作放棄地も今後どんどん増えるものと思っております。今年から米の直接払いもなくなるということですので、一生懸命やる人には報われるような政策をとっていただきますよう、強く強くお願いして次の質問へ入ります。

林業政策について、これから森林環境譲与税やひろしまの森づくり県民税の運用、そのほか市の独自事業等の補助を活用した森づくり事業がどんどん推進されると思いますが、漆を植林して、この三次市の特産にしたいというような思いを持っている方もおられます。これは一例ですが、こうした個人の林業家も育成するような支援が必要ではなからうかと思えます。ぜひとも育成に必要な支援をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 森林環境税を活用して漆を特産にといった御質問であろうかと思えます。来年度から具体的にスタートいたしますけれども、森林環境譲与税の使徒につきましては、基本的には対象につきましては民間の人工林、杉、ヒノキ等でございます。市町村におきましては、間伐あるいは人材育成、担い手の確保、また木材利用の促進、普及啓発といったことによって、森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないというのが規定されておるところでございます。ただ、具体的なメニューについてはまだまだ県内の方針が出ておりません。今後、県の方針が出た段階で具体的に進めていくということになるかと思えます。

御質問の漆でございます。この取組につきまして1つ考えられますのは、まず前提として森林ボランティアでの活動ということが前提にはなりますけれども、ひろしまの森づくり県民税、これを活用した支援というのが考えられるのではなからうかと考えております。このひろしま

の森づくりにつきましては、地域住民がみずから取り組む森林あるいは林業体験活動、また里山林の保全活動に関する取組を支援するといったメニューになっておるところでございます。そういったところで、要件等がございますのでマッチするかどうかはちょっと具体的にお聞かせいただかなければわかりませんが、森林環境譲与税では少しまだ内容はわからないということと、ひろしまの森づくりについてはボランティアということを前提で可能性があるのではなかろうかというふうに考えております。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) いずれにしても、三次市の75%は山林であるということもあります。昔から農林業と言われるように、農業も林業も切って離せない面もあります。ぜひともやはり林業へも力を入れていただきたい。そして、農業へもさらに力を入れていただきたいということ申し上げて、次の最後の質問に移ります。

次に、第2次三次市総合計画の見直しによる今後の施策の展開についてお伺いいたします。

増田市長は、平成23年4月に市民の付託を得て合併後、3代目の三次市市長に就任されて以来、市政の舵取りという重責を担われております。市長就任以来、一貫して市民との対話を基本姿勢に市民生活最優先の市政を推進し、さまざまな課題解決に卓越した行政手腕を発揮されてこられました。また、全国的に人口減少、少子高齢化社会が進行する中で、平成26年3月に第2次三次市総合計画を策定され、幸せを実感しながら住みたいまちの実現をめざして、直面する課題から逃げることなく真正面から取り組まれております。特に子育て、教育、医療、福祉といった市民生活に直結した分野では、限られた財源を有効に活用し先駆的な政策を実行されていることは高く評価されているところでもあります。中心部だけでなく周辺部においても生活基盤整備を着実に推進するとともに、住民組織を中心に地域の拠点づくりに積極的に取り組まれております。課題でもあった企業誘致も順調に進み、保留人口の拡大や定住対策でも着実に実を結びつつあります。こうした中、刻々と変わる社会情勢、経済情勢や市民ニーズへの対応、行政課題に素早く対応するために、第2次三次市総合計画の見直しをされていることは時期を得たものであると認識いたしておるところでもあります。

今年7月豪雨でも、本市は大きな災害を受けました。また、この大規模災害に対するさまざまな課題も浮き彫りとなりました。これらに対応するため、増田市長はいち早く平成30年7月豪雨三次市土木・農林災害復旧対策本部を立ち上げ、全力で早期の復旧・復興へ取り組まれてもいます。

増田市長におかれましては、これまで同様に市民の声にしっかりと耳を傾けていただき、市民誰もが住んでよかった、住みたいと実感できるまちづくり、そして災害に強いまちづくりのために、これからも市への舵取りを担われるお考えがあるのか御所見をお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） ただいまは亀井議員から私の市政運営への実績や成果につきまして評価もいただき、ありがたく受けとめさせていただきたいと思っております。私は市長就任以来、三次をもっとよくしたいという強い思いでとことん対話を市政運営の基本に通して、市民の皆様の声を聞かせていただきながら三次市の飛躍、発展のため、さらには山積するさまざまな喫緊の諸課題の解決のため全力をもって取り組んでまいったところでございます。

顧みますと、平成26年3月には第2次三次市総合計画を策定し、全国的な共通課題であります人口減少、少子高齢社会への挑戦など直面する課題の解決と、幸せを実感しながら住み続けたいまちの実現をめざして、子育て、教育、医療、福祉、定住対策を始め、生活基盤整備、産業振興など市民生活最優先の市政を推進してきたところでございます。

あわせて縦軸、横軸2つの高速道路が交差することによる拠点性、利便性を最大限に生かして企業誘致を始め、酒屋エリアへの施設の集積による100万人を超える観光客数の実現、さらには本市の未来を切り開くため中高一貫教育校の来春の開校実現を始め、（仮称）みよしアグリパーク整備事業や三次まるごと博物館事業など、5つの拠点創造プロジェクトにも精力的に取り組んでまいったところでございます。この実現には、オール三次を基本に置かせていただきながら市議会の皆さんとの是々非々を基調としました良好な関係、さらには副市長以下、職員一丸となった頑張りがあつてこそと感謝を申し上げさせていただいております。

今回、御質問の第2次三次市総合計画の見直しに当たりましてアンケート調査を実施いたしましたところ、幅広い世代から住みよいまちとしての評価もいただくことができしております。一歩ずつではございますが、これまでの取組の成果が市民の皆さんに御理解をいただいているものとうれしく受けとめさせていただいております。同時に社会の変化にいかにか的確に対応していくかという点では、特に子ども未来応援、つながりの人口の拡大、災害に強いまちづくりの3項目を今後、重点的に取り組むべき項目に位置づけ、課題解決を図っていくことが本市のめざすまちの姿につながるものと考えております。

一方では、平成30年7月豪雨では、本市におきましても甚大な被害が発生し、これまでの局地的な災害に対する経験や対策だけでは対応し切れない大規模災害に対するさまざまな課題が浮き彫りになっております。改めて、被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。現在、先ほど御紹介いただきましたように、平成30年7月豪雨三次市土木・農林災害復旧対策本部を中心に、被災された皆さんが一日も早くもとの生活に戻っていただくよう職員一丸となり全力を尽くしております。

こうした状況の中で、私自身の市政に対する責任を考えますと、市民の皆様の多様な力を発揮していただき、これまでの取組を加速しながら魅力あふれる誇りある地域をつくり上げることの重大さも認識させていただいております。また、数十年に1度という豪雨災害に直面した市長として、復旧に向けた道筋をつけると同時に、命を守るために内水排除を始め、ため池対策、土砂災害対策など対処し、市民の皆さんが安心して心豊かに暮らしていただけるよう災害に強いまちを築くという大きな責任も感じておるところでございます。

御質問いただきましたことにつきましては、今後、市民の皆さんのお声や市議会の皆様のお考えもお聞かせいただく中で来る時期において、私自身としての判断はさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) ただいま市長から思いをとうとうと述べていただきました。今後とも課題解決が山積いたしております。これらの舵取りにつきましては、ぜひともよろしくお願ひしたいという思いがしております。私もこれまで時折、市長と行動をともにさせていただいておりますが、市長はとても元気であります。しかし、市長職は毎日が非常に激務でもあります。今後も健康には十分お気をつけられまして、市政発展のため、これからも引き続き御尽力を賜りますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) 順次質問を許します。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 真正会の澤井でございます。お許しをいただきましたので、9月定例会の一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問に入る前に、この間、2カ月間の間に全国各地におきまして7月の西日本豪雨、また9月の台風21号、そして北海道で起きた胆振東部地震と多くの自然災害が発生しております。そうした中で、とうとい命が失われております。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。このたびの7月西日本豪雨は、本市にとっても昭和47年災害から46年ぶりの豪雨災害ではなかったのかと思っております。私たちの地域、和田地域におきまして、本当に大変な水量でもございました。被害もたくさん出ております。この災害での対応や危機管理体制について、主に今回質問をさせていただき思いましたが、今回は私、3日目ということで、これまで多くの議員の方々が災害について質問をされております。そうしたこともございまして、私の質問内容も重複する部分がかかなりあるかというふうにも思っておりますので、そうした重複部分につきましては、回答のほうは簡潔に答えていただければというふうに思います。大変失礼なことを言っておるかもわかりませんが、そこらの御配慮をよろしく願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問に入らせていただきたいと思います。

災害対応の総括についてということでございます。

このたび昭和47年7月豪雨災害から46年ぶりとなる7月の豪雨災害により、市内約2,095カ所という多くの被害が発生したところでございます。このような状況を本市といたしましてどのように捉え、最終的な総括をされるのかお伺ひいたします。ただ、この総括につきましても、先般の全員協でも説明がございました。大変失礼ではございますが、私はこの内容につきまし

て通告を先にしておりましたので、こうした重なることがあろうかと思いますが、完結に総括をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 総括についての御質問で簡潔に答弁をとということでございますので、それに従って簡潔にお答えをさせていただきたいというように思っております。ただ、重複する点についてはお許しをいただきたいというように思っております。

今回の平成30年7月豪雨は、先ほども御紹介がありましたように、昭和47年7月豪雨の災害に匹敵するものと思っております。国からの激甚災害及び災害救助法の適用も受けておりますが、昭和47年7月豪雨の災害を教訓にしまして46年間になろうと思っておりますが、その間、推進してきた事業によりまして、事業といいますか、国、広島県のほうの推進をいただいた中でございますが、河川排水の市街地への流入及び人的な被害の発生を防止できたということは不幸中の幸いであると思っております。

一方では、1日目、2日目、いろんな議員の皆さんからの御指摘のように、大きな被害を受けておるわけでございます。その1つ、土砂災害警戒情報、また県内で初めての大雨特別警報が発表され、市内全域を対象にしました避難勧告、避難指示、緊急措置でございますが、発令させていただく事態が生じ、大規模災害へのさまざまな課題が浮き彫りになった大災害であると思っております。

その1つは避難所の対応ということ、情報伝達、そして大きく問題化しております内水排除の対策はどうかという点、また、ため池対策や土砂災害対策など大きな課題が今回の7月豪雨に生じてきて、それに対する行政としての真剣な対応が求められておると同時に、市民の皆さんにもつながることございまして、命をどう守っていくかということはそれぞれ皆さん方に思いを持っていただく、行政としての使命、合わせての対応というのが大きな課題であろうと思っております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 先ほど、市長のほうから総括についていろいろと課題等もあるというようなこともございまして、この課題等につきましては若干、今回の災害におきまして私も和田自治連の和田自主防災組織の中で活動をさせていただきました、今回のこの豪雨によりまして。そうした中で、いろいろと気づきの点もございまして、先般は議会から議長が市のほうへいろいろな課題につきまして提案もされております。そうした中で、今後のことも踏まえた中で、再度いろいろな問題につきまして、これから聞いていきたいというふうに思います。

まず次に、災害復旧に向けての職員体制ということでございますが、8月9日には92名の職員、5班体制の担当で構成する平成30年7月豪雨三次市土木・農林災害復旧対策本部をいち早

く立ち上げていただきまして、三次市の市民の皆さんが本当に早くもとの生活に戻るという目的で立ち上げられたのではというふうに思っております。そうした中で取り組まれておるわけですが、この状態でこの人員で十分に対応ができるかどうかを、まずお伺いいたします。

(副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 柴田副市長。

[副市長 柴田 亮君 登壇]

○副市長(柴田 亮君) 今回の豪雨では、本市でも近年に例を見ない大きな被害を受けたところでございます。災害対応の第1弾として、まずは災害査定を乗り切らなければなりません。そのため増田市長をトップとした総員95名、5つの担当からなる本部体制、すなわち平成30年7月豪雨三次市土木・農林災害復旧対策本部を立ち上げ、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。集中的に人員を注力するため、市民や議員の皆様方の御理解もいただきながら一部の通常業務の執行をやめ、土木災害と農林災害の復旧担当を災害査定業務に専任化するとともに、支所との連携強化やスムーズな入札対応、人員体制の構築など各担当がそれぞれの役割を担いながら、担当業務の進捗や課題等について常に情報共有を図ることにより課題解決に取り組んでいるところでございます。

また、各復旧担当におきましては、本市だけではなく広島県の応援や、それから土地改良事業団体連合会等の関係団体、また市内のみならず県内、隣県、全国の民間コンサルタント会社を最大限活用するなど、さまざまな助力もいただきながら一丸となって災害査定作業を乗り切る考えでございます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 先ほどの答弁で、本当に全員で一丸となってこの災害に対して対応していくという決意を述べられました。そうした中で、ただ1つ私が心配しておることがございます。といいますのも、災害対応を12月末までの査定をぜひとも乗り切りたいということで、今現在こうした体制をとられておるものと思われませんが、ただ通常業務の土木の通常の今年度の事業とか農政の今年度の事業等がございます。そこらあたりはどのようにされるのか、今年度の事業は次年度への繰り越しをされるのかどうか、そこらあたりをお聞きいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 今年度の通常事業の御質問ですけれども、その前にちょっと災害の規模、特に公共土木の災害についてちょっと話をさせていただきます。

公共土木災害につきましては、道路、河川等で218件、箇所数にしますとたくさん校区がありますので386カ所と現在は想定しております。被害額にして約20億円と見込んでおります。

具体的な取組として、国による災害査定は9月25日の週、第5次査定から12月10日の週の第13次査定までを予定されている状況です。査定設計書は10件程度は職員の直営という予定をしておりますけれども、残りは建設コンサルタントの確保の見通しがやっとなつた状況ということで、12月までは災害査定を最優先に取り組みます。緊急を要する箇所は、既に応急復旧工事に着手していますが、1月から優先度の高い箇所から実施設計を本格化し、3カ年での普及を予定しております。

また、公共土木災害に満たないその他の単独災害復旧は、既に執行の崩土、崩れた土の取り除き等はもうしておりますけれども、そういう災害復旧業務委託のほか、公共土木災害と同様な考えで小さい復旧工事についても予定しているところでございます。近年にない大災害であり、不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

議員質問の今年の通常の業務はどうするかということでございます。通常業務につきましては、基本的に平成31年度へ繰り越しをするということで、二次災害防止や防災機能の強化を図る工事などを除いて、市道改良事業を中心に農業施設の改良、水道施設の整備などの事業を今年度契約は行わず、平成31年度への繰り越しをする予定です。

また、測量設計業務についても同様に、現在契約中の案件のうち、特に災害復旧に関する土木工事関係の業務委託について工期の延長を予定しているところでございます。関係する市民の皆様方にも御理解と御協力を重ねてお願いするところでございます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) ありがとうございます。今年度の事業につきましては次年度へ繰り越すということでございますが、ただ、もう一点、あそこで気になるところは、今年度事業をそっくり次年度に繰り越した場合、次の新しい31年度の前算化をされると思いますが、そこらあたりの調整というものが必要ではないかというふうに思います。というのは、災害もあり、今年度の事業を繰り越す、来年度の事業ということになれば、かなりボリュームになろうかというふうに思います。そうした中で、災害を優先していくということになれば、やはり業者間の問題とか工期の問題等々がございますが、そこらあたりはどのように配慮されるのかお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) これからの30年度の後半、さらには31年度へ向けた事業執行というのが澤井議員のほうから御質問にありましたように、大変難しい進め方になろうと思っております。ただ、一番は災害復旧を第一に掲げさせていただき、それを1つは全力投球するという、さらには今年度繰り越しした、それは関係する市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしておりますから、第2次的にはやはり繰り越し事業を次の繰り越しというのは事故繰り越しになります

ので、これは全うさせていただきたいと思っております。

そして、来年度の予算というのが今おっしゃっていただいたように、そこは十分、庁内体制あるいはコンサルの皆さんの状況、さらには工事をされてもらっておる業者の皆さんの状況を十分判断しなければならないと思っております。基本的には、今回の災害コンサルの場合は本当に全国へ呼びかけておるとい状況の中で今進めておりますし、昨日は島根県の測量協会から文書をもって200カ所以上、島根県で対応してやろうという本当にうれしいといひますか、温かい対応を向こうのほうからお越しいただいて説明をしていただいたところでございます。そうした設計上の問題はありますが、土木業者関係についてはできるだけ市内業者の皆さんの頑張りをいただいて、協力もいただいて、基本にはそのような形で進めていきたいというふうに関現時点では思っております。詳細にわたっては、これから状況の中で判断すべき点であろうと思っております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 先ほどの回答でございますが、やはり今年度の予算とまた来年度予算等もしっかりと状況等を判断していただきまして、ただ災害はやはり第一として頑張っていたきたいというふうに関思っております。

また、市長からもございましたように、執行していく上では大変厳しい状況がありながら、そうした県の方とかOB、そしてコンサル等いろいろな手配りをしていただきまして、本当に努力をしていただいておりますことに対して感謝申し上げます。ぜひとも一日も早い復旧へ向けて頑張っていただければというふうに関思います。

それでは続きまして、3の通行止めの現状についてということでお伺ひいたします。

このたびの豪雨災害によりまして、生活する上で重要な道路があちこちで寸断し、また通行止めになった箇所がかなりあったかというふうに関思っております。そうした中で、そうした優先的に交通止めは、生活に優先するところにつきましては応急でかなり復旧されておるといふふうに関思っておりますが、ただ、その中で、いまだかつてまだ交通止めになっている箇所があるのかどうか、そうしたことがあれば、やはり市民生活にも影響はするというふうに関思いますので、そこらあたりがどのようなになっているのか少しお伺ひいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 通行止めの現状についての御質問です。このたびの豪雨災害で市内の通行止めになっている路線は、現在、市が管理している市道及び県道は合わせて43路線です。災害当初は通行の安全確保から約110路線の通行止めをしていましたが、土砂の撤去及び応急処置対応を行い、約6割の通行止めを現在は解消しました。しかしながら、いまだに通行止めになっている路線もあり、御迷惑をおかけしていますが、迂回路がなく孤立集落となっている

ということなどの市民生活に大きく影響がある路線は、現在は解消しております。今後、通行止め箇所の解消を最優先に考え復旧工事を進めていきますので、御協力をお願いいたします。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 市民としては、やはり緊急度に応じて個々順番に対応されておるといふふうに思いますが、そうはいいながら市民にとりましては道が止まっておるといのは大変不便でもございます。そうした中で、やはりもとの生活に戻すためにも一日も早い復旧に頑張ってもらえればというふうに思います。

それでは続きまして、次の4番目の避難所の対応についてということでございます。

この避難所の運営等につきましては、これまでも質問を同僚議員もされておりますが、そうした中で若干触れさせていただきますが、避難所へ市民が避難されたとき、災害情報が入らないので市民の方々が大変不安になられたと。そういう被害がどのようになっているか、家のほうはどうかというようなことで、大変不安になられておられました。そうした中で、これまでも質問等も出ておりますように、音声告知放送やテレビ等の設置が必要ではないかというような質問も出ております。そうした中で、きのうの回答でございましたが、川地地区におきましてはそうした対応を設置されたということがございます。他の箇所についても、今後、設備等の手法を考えていくということではございますが、そうしたことで各避難所へもテレビとか音声放送、そうした情報が入るような対応をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

そうした中で、私が一番聞きたかったのは、避難所ができて避難所がまだあいているときはいいんですが、ただ、水害等で対策本部が避難所の閉鎖ということになったとき、これで閉鎖をしますということで解除になった場合、避難者がそうはいいながら、今はこのままで家に帰るのは大変危険だというような状況がございます。ということで、ぜひとも避難所におりたいというようなことがあった場合には職員は引き上げられるのか、それとも避難者がいた場合はやはりそこでずっとある程度は避難者の対応をしていただけるのか、それとも、もしくは自主防災組織のほうに対応していただくように申されるのかどうか、そこらあたりをお伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難所の継続利用ということについてでございますけれども、災害対策本部の設置により開設している避難所には市の職員を配置し、避難者の受け入れや避難所の運営に従事しております。避難所の閉鎖後、被災により避難所生活を余儀なくされる方がおられる場合は、避難所の閉鎖は行わず、継続して開設をいたします。また、避難所での生活が長期となった場合、継続して避難所を開設するほか、例えば御希望が

あれば市営住宅の一時入居というのも行っております。

御質問の避難所閉鎖後の自主避難者が利用を希望される場合、このような場合は、今後の課題というふうに思っておりますけれども、避難所の指定あるいは運営の方法については抜本的に見直しを行なう必要があるというふうに考えておりますので、自主防災組織等に担っていただく仕組みの構築でありますとか、あるいはより実践的で利便性の高い活用が可能となるよう、今後、協議検討していきたいというふうに思っております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) そうはいいながら避難所が閉鎖になっても、やはり帰れないという方もおられますので、そこらあたりは今後のことも考えてしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

このたびの和田地区におきましても、小学校へ111名の方が避難され、そしてまた向江田浄水場には21名とかいうふうにされておりまして、大変多くの方が避難されておりました。そうした中で、やはりそのうち何名かが今のままで閉鎖と言われても自宅へ帰れないという方もおられましたので、そこらあたりは十分に今後のことを考えて検討していただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、5番目のため池点検についてお伺いいたします。

今回の西日本豪雨によりまして、本市にはため池は2,106カ所登録されておりますが、今回の7月豪雨により64カ所の被害が報告されて、そのうち2カ所が決壊し、その2カ所のうち1カ所は私の地域でございます和田地域で決壊しておるところでございます。また、決壊することによりまして、下流域に対しては本当に甚大な被害が発生いたしました。このような状況を踏まえて、国としては今回全国のため池を点検するように指示が出され、現在、調査点検を国のほうがされているというふうに聞いております。具体的にはどのような点検を実施されているのか、また点検後の対応はどうされるのか、あわせてお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) ため池点検についてでございますけれども、国において7月の下旬から8月末にかけて、具体的には農林水産省の職員等によりまして、例えば漏水、ひび割れといったことの状況につきまして、現地で目視によって調査が実施されておるところでございます。

9月6日に国においてプレスリリースという形で公表されておるところでございますけれども、本市の場合には70カ所について何らかの対応が要するというところまでは出ておりますけれども、具体的な対応方針についてはまだ示されていないところでございます。したがって、今後、国の対応方針あるいは県との連携をしながら対応してまいりたいというふうに考えておるとこ

ろでございます。

利用の有無にかかわらず、日常の管理あるいは改修等が必要な場合には、ため池管理者の方と具体的に協議をするわけでございますけども、受益者のいないため池、こちらについては廃止の方向で検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 対応方針につきましては、県の動向を見て考えていくということですが、本市としてはこの国の動向を見て対応はどのようにされるのかということを知りたいというふうに思いますが、今の状況ではまだはっきりとは言えないというようなことだと思います。

そうした中、本市として、ため池管理者等への指導等はどのように考えておられるのか、今言われた国とか動向がないので、今はまだ何もいえないということだろうと思いますが、思いとしてはどのように思われておられるのかということをお聞きいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 農業用のため池につきましては、定期的な日常的な管理点検等については、その管理者においてなされておることです。このたびの被害によって決壊等を含めて、ため池も市内で70カ所の大小さまざまな被害の中で出ておるところでございます。現在、農業災害の査定に向けて、このため池につきましても早急に復旧するというので、現在のところ、全力を尽くしておるところでございます。

御質問のため池の点検については、結果を踏まえて、国あるいは県のほうから具体的に今後、主にはため池の廃止の考え方等について近々ヒアリングもあるというふうに聞いております。そういった意味で、方針を確認しながら具体的に地権者、管理者の方と今後の対応については検討しながら、あわせて今回被害が出た70カ所を中心に、改めてため池の管理等についても確認していくということになるかと思っております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 今後も県と国とかいろいろと協議をしていただきまして、ため池が本当に決壊しないような体制づくりをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。危機管理体制についてということでお伺いいたします。

そのうち(1)番の災害用資材と備品についてということでお伺いいたします。

災害用資材、備品について土のうシート、真砂土、食料、飲料水等のようにされておられ

るのかということと、今回、現場対応する中で真砂土とかシートがなくなったため、市の対策本部にシートをいただけないだろうかというふうに私たち自主防災組織で要請したわけですが、在庫がないというようなことがございました。このようなことでは現場対応ができないのではないかとこのように思います。そうした場合のことを考慮して、事前に業者の方々と緊急時の対応を協議するべきではないかとこのように思います。そこらあたりについて伺います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 災害用資材と備品についてということでございますけれども、現状では、本市では備蓄用の食料、飲料水、毛布を始め、災害用の土のう袋、ブルーシート等を備蓄しております。食料、飲料水、毛布については避難勧告の発令後、避難所で配布しており、土のう袋、ブルーシート等は主に水防団が水防活動に活用する災害用資機材として、本市におきまして備蓄管理をしているところでございます。

今回の豪雨災害では、市内の各地で災害発生したということのために備蓄しておりました災害用資材の多くを水防活動のほうで使用いたしました。不足した災害用資機材については、県からの支援も受けましたけれども、二次的な災害発生に備えた確保も必要ということであったため、自主防災組織へ配備する数には至らなかったというのが現状でございます。

今回の災害を踏まえまして、市の備蓄だけでは大規模災害対応が困難なため、災害用資機材の確保確保の方法については調達業者との連携を含めて見直しが必要であるというふうに考えております。

自主防災組織におかれましては、活動補助金を活用して備蓄品でありますとか資機材を配備していただいているというふうに思っておりますので、引き続き備蓄品や災害用資機材等はいできるだけ確保していただくようお願いしたいというふうに思っております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 先ほどは回答していただいたわけですが、この資材等につきましては、水防団を中心ということとは消防団活動ということだろうと思いますが、ただ自主防災組織というのは、消防団と一緒に活動、地域を守っております。そうしたことで、消防団でどここの堤防が決壊しそうだから、そこへ行って土のう積みをしてくださいとかいうようなことで、和田では自主防災組織の対策本部に依頼したわけですよ。そうしたときに、そういう在庫はないというようなことがあったわけなので、そこらは自主防災は補助金を出しているから自分で買いなさいというのではなく、やはりそうした補助金もそういうところへ充てて使っておるわけです。こうした有事の際の災害時におきましては、一体となって活動していくのが自主防災組織だということに私も理解しております。そこらを十分に認識していただいて、今後

そうした資材がないということが起こらない、今回は全般的にそうした全体的な地域で災害が起きてなくなるということはあるわけですが、やはりそうした有事の際に何とか確保できるようなことを今後の課題として、そうした業者等との連絡をしながら在庫なり、そうした資材が入ってくるような連携協議というのが必要だというふうに思いますが、いま一度お考えをお聞きします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 通常災害における備蓄資材の問題と、今回のような大規模災害における備蓄資材の対応というのは全く違っておると、今回大きな総括の課題として捉えていなければならぬと思っております。したがって、いつどのような形でまた今回のような大規模災害につながってくるかもわかりません。御指摘いただいたブルーシートとか土のうとか、そこらはどういう形でというのはありますが、予算的には議会の皆さんの御理解をいただいて大幅な予算措置も講じながら、そうした資材の購入あるいは業者間での対応というのを真剣にやっていたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) ぜひともそうした市民の生命、財産を守るということで活動しております。そこらあたりを真剣に考えていただきたいというふうに思ひます。

それでは続きまして、次の質問で、警報発令後、対策本部と自主防災との連携についてということでお伺ひいたします。

この警報発令後、本市の対策本部として自主防災との連携はどのようにされたのかお伺ひいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 警報発令後、自主防災組織との連携ということでございますけど、具体的に申し上げますと、7月6日10時6分に洪水警報が発表され、そのときに各自主防災組織に雨の状況によっては指定避難所を開設する旨、連絡をさせていただきました。15時10分に土砂災害警戒情報が発表されたことを受けまして、災害対策本部を設置いたしました。その後、19全ての避難所に職員を配置し、開設の準備が整ったことを確認して16時に避難所を開設する旨、災害対策本部から各自主防災組織には連絡して開設しているところでございます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 今のお答えは、避難所の開設をするということを自主防災組織に言われたというふうに私は理解したわけですが、こうした大きな災害を想定して三次市もそうした災害対策本部を設置されたということになれば、やはり各地域の19自治連へ対して、地域もそうした自治防災として地域を見ていただきたいというような連絡が必要ではないかというふうに思いますが、そこらあたりについてももう一度お伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 今回のような大規模災害が発生した場合、当然、自主防災組織あるいは住民自治組織と連携をとっていくことが必要だというふうに思っておりますので、今後、行政としての公助という役割を十分に果たしながら、行政だけでは対応し切れない部分については、市民や自主防災組織、住民自治組織との連携と協力、その関係をより強化し、本市の防災、また減災の取組を強力に進めていく必要があるということを思っております。

また、災害というのは身近にあるということで、備えや行動を常に意識することが非常に重要であろうというふうに思っております。災害から命を守るためにはコミュニティーや近隣の住民同士が助け合う、こういう取組を自主防災組織と市と連携いたしまして進めていきたいというふうに思っております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 自助・共助・公助ということで、お互いに助け合うということで地域を守っていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、ぜひともそうした連携を十分にとっていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、次の質問の仮設ポンプの増設についてということでお伺いいたします。

これまでの気象状況等を考えれば、現在、仮設ポンプを配置していただいておりますが、近々では雨量等が本当にたくさん降って、これまでは水路断面決定するにも、以前は50年確率とか100年確率というような率を使って決定しておったわけですが、最近はこの雨量が本当に多く降ってまいります。そうした中で1,000年確率を想定し、決定していかなくてはというような状況も出てきておるようでございます。そうしたこともあって、今現在、各仮設ポンプを契約して設置されておる箇所にも今の台数ではなく、増大するべきではないかというふうに思います。そこらあたりはこれから先を見据えた中で必要と思っておりますが、そこらあたりについてお考えをお伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 仮設ポンプの増設についてということでございますけれども、現在、市内に排水機場が12施設、そして仮設ポンプを21カ所に設置しております。台数でいいますと50台の仮設ポンプを現在設置しているところでございます。これまで増水の状況に応じて仮設ポンプの増設、迅速な稼働に向けた設置場所の整備を進めてまいりました。

ちなみに、平成17年度は16カ所で33台であったものを、平成30年、本年度は21カ所の50台ということで、この間、13年間では17台を順次増設して対応してきたところでございます。あわせて、河川管理者である国や県と、また河川の改修、整備や国土交通省所有の排水ポンプ車、それらの配備等の協議を行いまして必要な要望を行い、必要な措置を要望し、状況に応じた対応を行っているところでございます。

今後、同様の状況が発生したということを踏まえまして、これを想定した場合の内水排除対策ということを検証し、いわゆるポンプの排水能力を勘案する中で、先ほどおっしゃいました最大雨量を想定した体制のための関係機関の要望等、協議が必要と考えており、先般も国、県に対しまして緊急要望を行ったところでございます。

また、今回の降雨量をもとに、市が設置する各ポンプの性能力、性能等については業者と協議検証を行いながら、排水能力の向上について検討してまいりたいというふうに考えております。

（17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 澤井議員。

〔17番 澤井信秀君 登壇〕

○17番（澤井信秀君） 近年、本当に異常な気象が多く雨量も多いわけでございますので、そこらあたりはこれまでどおりというのではなく、先ほど回答をいただきましたように、いろいろと検討していただいて、そうした増設をするなり、また増設ができない場合は先ほど資材のことも言いましたが、それと同じように業者のほうにもそうした通常のとときにしっかりと協議をしていただいて、いざというときにはどのようにしていくか、リースが手配できるような体制をとるとかいうようなところを、しっかりと1つの検討課題として捉えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、4番目の機能別消防団員の募集についてということでお伺いいたします。

前回、私のほうも一般質問をさせていただいたときに、回答では今年度、機能別団員を募集し、消防OB隊員として初期消火等に從事していただくと言われたが、その後どのようになっているのかお伺いいたします。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 機能別消防団員の募集についてということでございますけれども、消防団の機能別消防団員につきましては今年度から導入し、4月から募集をしております。

機能別消防団員は、消防団員定数1,620人のうち音楽隊員30人を含む100人を定員としております。現在、音楽隊員が30人、そして初期消火等に従事する消防協力隊に消防団のOBが6名、合計で36人が在籍している状況でございます。

消防協力隊については、消防団の各方面隊や分団を中心にOBに声かけをして加入いただいているところでございます。

（17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 澤井議員。

〔17番 澤井信秀君 登壇〕

○17番（澤井信秀君） この4月からそうした取組をされて、機能別消防団員を加入していただいておりますということですが、私が一般質問で言わせていただいたのは、やはり一部の分団だけにおるということでは意味をなさないというふうに思うわけなんです。やはり各分団にそうした機能別団員がおるべきではないかというふうに思います。というのも、やはり初期消火というのは重要でございますので、そうした点も考えて、定員等の問題もあろうかとは思いますが、そこらあたりは十分に今後検討していただいて、各分団にそうした機能別団員がいるというような状況をつくっていただきたいというふうに思いますが、何か御意見があればお伺いいたします。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 各分団内の消防協力隊としての機能別消防団員の人数というのは、議員御指摘のように人数は少ないということのため、出動に際しましては機能別消防団員のみで行なうのではなく、他の基本団員と協力して従事していくとしておりますけれども、各方面隊、各分団の中で主体的に防災活動ができる人数の配備には至っていないのが現状でございます。まだまだ少ないという現状、状況ですので、今後も消防団員の加入促進とあわせて、機能別消防団員の確保に向けてさまざまな観点から周知啓発を行っていきたいというふうに考えております。

（17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 澤井議員。

〔17番 澤井信秀君 登壇〕

○17番（澤井信秀君） ぜひともそのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、空き家対策についてということでお伺いいたします。

本市においても、少子高齢化が進み、若い人たちが都会に就職するという構造は現在も変わってございません。そうした中で、本市も定住へ向けていろいろな施策を打たれ、そうした人

口増に向けて努力しておられるということはよくわかっておるわけですが、空き家を十分に利用していただくためにも、そうした中で住まれていない空き家は現在増加しております。和田地区におきましても、現在78件もの空き家がございます。そのうち空き家バンクに登録されている物件は1件のみでございます。そうした中で、本市の空き家数と空き家バンク登録数は現在どのくらい進んでいるのかお伺いいたします。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 瀧奥地域振興部長。

[地域振興部長 瀧奥 恵君 登壇]

○地域振興部長(瀧奥 恵君) 空き家の数でございますけども、平成28年度に三次市空き家等実態調査を行っておりますが、この結果から1,402件の空き家があったところでございます。空き家バンクへの登録数でございますが、本年8月末現在で52件で毎年30件程度の新規登録がある状況でございます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 私が以前に聞いておった数字と若干違っておったんですが、私は初め1,700戸と登録は53戸というふうに聞いておりましたら、先ほどの回答では1,402戸と52戸ということだったのでございましたので、私のほうの聞き間違いだったというふうに思っております。

そうした中で、今お聞きしますと空き家バンクの登録が余り進んでいないように聞かせていただきましたが、登録を進めていく上で、ある市民の声を聞きますと、登録はしたいんですが、実は家の中に家財等がいっぱいありまして、それが整理しようにもなかなか整理ができないということを言われるんです。それはどういうことなんだろうということをお伺いいたしますと、現在の空き家を所有されている方は、通常は市外とか県外のほうへ皆出られておるといふ方がかなり多くおられまして、こちらに帰ってきて、そうした家のほうの整理をしようと思えば、週末、土日にしかこちらに帰ってこれないと。そうした中で、その片づけをしようと思えば、土日という限られた時間の中でやっていくということ。そうはいいいながら、いざ処分をしたいなと思ってクリーンセンターに行こうと思えば、土曜日は現在午前中は業務をされております。ということで、できればそうした空き家バンク登録を進める上でも、月に1度はクリーンセンターのほうにもお願いをして、何とか土曜日の午後とか日曜日等に業務ができるような対応はできないものかお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 現在クリーンセンターにつきましては、平日、それから土曜日の午前中まであけておるところでございます。したがって、土曜日の午後から日曜日については休みということでございます。

御質問の月に1回、土曜日午後と日曜日の開場でございますけれども、基本的に粗大ごみについては無料で受け入れのほうを本市の場合はしておりますけれども、現状ではなかなか開場というのは難しい状況であろうかというふうに考えております。現在、一時的な多量のごみ、引っ越し等に伴います、そういったごみにつきましては、通常のごみの収集ではなく、三次市の登録許可業者になりますけれども、三次市一般廃棄物収集運搬許可業者、こちらのほうで対応することが可能でございますので、こういったことも搬入方法の1つとして御利用いただければと思います。

それから、今年度、空き家バンクに登録される場合には、家財等の処分費用の補助制度も創設いたしましたので、あわせて活用いただければと思います。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) 土曜日とか日曜日の業務というのは、今のところはなかなか難しいということで、他の方法でしていただきたいというような御回答でございました。それと、今の家財等を処分する場合は、そうした補助もあるということでいろいろと取り組んでいただいておりますことに対しては感謝するところでございます。そうした内容を住民の方々に周知なり、また県外の方にも情報がわかるような方法も考えていただければというふうに思います。

それと、もう一点、空き家対策を進めていく上で、集落支援員との関係はどのようになっているのかお伺いいたします。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 瀧奥地域振興部長。

[地域振興部長 瀧奥 恵君 登壇]

○地域振興部長(瀧奥 恵君) さきに申し上げました空き家等の家財の処分に対する支援ということでございまして、本年度4月に創設をしております。この背景には、空き家の家財等の整理が難しいということも登録の1つのできない要因にもなっていたということもございまして、こういう断念されるケースもございましたので、この中で今年4月から空き家バンク家財等処分費用補助制度を創設いたしました。この制度は市内業者へ委託して家財等の処分やクリーニングを行った場合、補助率2分の1、上限20万円での補助をするものでございまして、この4月から始めたばかりで、もっともっと周知を図っていきたいと思っておりますのでございます。

お問い合わせいただきました集落支援員の活動内容には、移住希望者等の受け入れに関し、住民自治組織や市との連携調整や空き家情報の把握と空き家バンク登録の促進などがございます。現在、本市では11名の集落支援員を委嘱しており、地域により実情は異なりますが、積極的な活動を行っていただいております。また、集落支援員連絡調整会議を開催しております。空き家活用と課題解決のための勉強会や支援員同士の情報交換や共有を図っております。本年度からは実際にいろいろな地域の活動を共有される中で、その協議会の役割も充実を図られておりますのでございます。今後とも集落支援員、住民自治組織、市が連携いたしまして、空き家対

策を含めた集落支援員の活動を推進していきたいと考えているところでございます。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) ぜひともそうした集落支援員のバックアップをしていただきまして、そのことにより各地域の元気が出る、活力が出る地域づくりができるというふうに思いますので、行政のほうからもしっかりとバックアップのほうをよろしくお願いいたします。

それでは最後になりますけど、酒屋周辺地域の安全対策についてということでお伺いいたします。

現在、酒屋地域には、みよし運動公園を始め、奥田元宋・小由女美術館、そして三次中央病院、三次ワイナリー、トレッタみよし等多くの公共施設がございます。また、将来的には、先ほど前段で市長も言われましたが、将来構想といたしまして、アグリパーク構想も検討中で、現在進んでおるのだというふうに思います。そして、この期間、今の現状は年間100万人以上の観光客がこの周辺を利用されておるというふうに思っております。そうした中で、今後ますます観光客や利用者が増加するのではないかとというふうに私のほうも推測するわけでございます。そうしたところで交通量も増し、また事故等も予測されまして、そのことで地域や観光客の安心・安全を確保する必要が生じてきておるのではというふうに思います。

そうした中で、私がちょっと思っておるのは、例えば中央病院へのアクセス道、中央病院へ用事のある方、また職員等が直接行けるようなアクセス道を検討するべきではないかというふうに私から提案をさせていただきます。

それと専用通学道でもございますが、西酒屋仁賀線の歩道を見ますと、当時は備北農道で整備しておりましたので、農道計画でございまして、幅員が1.5メートルになっております。そうした中で、国に補助対象基準でいけば2.5メートルというふうに拡張できるのではないかとというふうに思いますが、そうした2.5メートルに広くするとかワイナリーからトレッタ、また森のポッケですか、そこに行くための歩道橋を整備してはいかがかというふうに私は思うわけですが、そこらあたりについてどのように思われるかお伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 酒屋周辺の安全対策という御質問で、3点提案があったと思います。

まず1点の中央病院への専用アクセス道の整備という御意見です。

年数回のイベント時に渋滞することは認識しておりますけれども、現在のところ、そのときのためだけで専用となるアクセス道が必要とは考えてはいません。しかしながら、専用アクセス道ではありませんけれども、現在の三次中央病院西側の医師住宅からウッドピアみよしの市道まで約400メートルの間の市道酒屋37号線、酒屋157号線を幅員5メートルで道路改良を計画し、既に用地測量等に着手しており、完了後には一定の渋滞解消につながるものと考えます。

また、2点目の西酒屋仁賀線の歩道拡幅の件でございます。

市道西酒屋仁賀線の歩道拡幅の要望ですが、観光客の多いみよし運動公園、そして奥田元宋・小由女美術館、森のポッケの部分の歩道の幅員は既にこれは両側とも4メートルあり、観光客や地元住民の安全に問題はないと考えます。議員御質問の1.5メートルの歩道を2.5メートルに拡幅することについては、現在本市が管理する市道は3,590路線余りもあり、未改良の区間や歩道がない区間も多くある中、優先度は低く、現在のところ実施は困難であると考えます。

また、3点目の三次中央病院、あれは南交差点と申しますけれども、歩道橋の設置という提案でございます。

広島三次ワイナリー、トレッタみよし、森のポッケの交差点への歩道橋の設置要望ですけども、経済性、そして利便性、景観等を総合的に考慮し、現時点では緊急性は低いと考えております。

(17番 澤井信秀君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 澤井議員。

[17番 澤井信秀君 登壇]

○17番(澤井信秀君) なかなか厳しい御回答でございますが、やはり危険からそうした市民を安全に守ることが第一だというふうに思いますので、そこらあたりもしっかりとよくよく現状も見ていただきながら、今後の課題として酒屋地域にはこれからますます人が増えてくる、また利用者も多くなるということも想定されますので、そこらを十分に御理解いただきまして御検討をしていただければというふうに思います。

そのお願いを申し上げまして、私もいろいろと今回、同じ人が災害で大変言われたのでどのように言おうかと思ひながら、こうして時間が経過してまいりました。本日いただきました一般質問を以上で終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(小田伸次君) この際、しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 2分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(小田伸次君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 清友会の山村恵美子でございます。まずもって、この夏、全国で甚大な被害を引き起こしました数々の災害で犠牲になられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方の今後の一日も早い復旧を望んでいるところでございます。お見舞いを申し上げます。

さて、本市におきましても、西日本大豪雨におきましては甚大な被害を受けました。人命的には皆さん御無事だったということでございますけれども、しかしながら、行政に携わる者全てがそれぞれのポジションで力を出し合いながら、一日も早い復旧を遂げていかななくてはならないと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は3項目について質問させていただきますが、一般質問の最終日となりまして多くの災害関連の質問がなされておりますので、重複します質問については省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1といたしまして、今後の防災体制の見直しについて質問させていただきます。

今回の災害において、避難所運営についてまずは検証してみたいと思いますが、8月28日、議会全員協議会で大規模災害への対応につきまして、災害対策本部の総括をお示しいただいたところでございます。避難所の開設と運営につきましては、市職員の対応には限界があり、大規模災害の避難所のあり方に課題があるとされております。

さて、7月6日16時11分、危機管理課防災メールから避難勧告の発令と避難所開設が告知されております。各自治組織に1カ所、市全体で19カ所の開設が当初行われておりまして、そのことが告知されておりますけれども、このことにつきましては、今回の定例会でもたくさんの質問があったところでございます。最終的には37カ所を開設されたと聞いておりますけれども、当初19カ所と決められた根拠について、ここら辺のお答えはまだいただいておりますので、そのところを根拠というところでお伺いいたしたいと思っております。

そして、あわせてもう一点、避難所の閉鎖について伺いたいと思っておりますが、7月7日、避難所閉鎖の告知が18時をもって閉鎖されたとメールで配信されましたが、甲奴町におきましての避難所では市全体で閉鎖される前に閉じられておりまして、それを知らずに避難された住民がおられました。避難所閉鎖に対する問い合わせも多かったと聞きました。その他の地域においても閉鎖時間はまちまちであったのでしょうか。土砂災害に関しましては、雨が降やんだ後も非常に危険があるということで、その辺のところの考慮もあつての閉鎖時間をお決めになったのか。判断は何をもとに行われたか、この2点についてお伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) まず、19カ所の避難所を開設したという、その19カ所につきましては、市のコミュニティセンターであるとか、あるいは指定管理施設のように、その地域において主要な皆さんがよく知っておられる、しかも避難するのにわかりやすい施設ということで、19カ所を選定しております。

自主防災組織、また自治連のコミュニティセンター等も含めまして、特にコミュニティセンターは自治組織の主要な拠点となっているというようなことから、そういう住民が集まりやすい中心的な施設ということで、指定をさせていただいているというところがございます。

もう一点、今回開設した指定の避難所については、7日の18時に大雨特別警報、また土砂災害警戒情報の解除を受けて閉鎖をしております。市内全域へ音声告知放送で周知をしておりますけれども、避難所の開設、閉鎖の判断でございますが、開設については気象状況等の発表により避難勧告等で避難所を開設する場合、自主防災組織内に1カ所として19施設を開設しております。閉鎖につきましては、気象状況の解除を受けまして避難所の状況を勘案し、閉鎖時間を決定しておりますところでございますが、37という施設につきましては、具体的には次に開く避難所として地域の方が集まりやすいということで、地域と協議をしながら37カ所の場所を決定していったところでございます。閉鎖につきましては、音声告知放送、また防災一斉メール等で閉鎖時間等についてお知らせをしてきたところでございます。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 地域の皆様にわかりやすいところで、各自主防災組織の単位で1カ所ずつということですね。それから、閉鎖に関しましては、一律にメール配信で警報がなくなった段階でということで閉鎖を決められたということですね。ただ、今申しましたように、閉鎖に関しましては各地域でまちまちだったのか、一斉に市のほうで指示されてこの時間に閉鎖ということをご各避難所に通達されていたのか、そこのところはどうなんでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 閉鎖の時間でございますけれども、閉鎖を18時としたということは、7日の13時に土砂災害警戒情報が解除された、それを受けて、まだ避難所にいらっしゃる方もおられますし、その健康の状況を見ながら5時間後の18時に災害対策本部を廃止すると同時に全ての避難所を閉鎖したと。それにつきましては、37の避難所に閉鎖の指示をしておりますので、18時の時点で37カ所については閉鎖をしたというふうに確認しております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 18時をもって閉鎖されたことを確認しておられるということでしたけれども、事実、甲奴の避難所についてはそうではなかったということをごまずお知りおきいただきたいと思っておりますので、今、当時の検証ということで伺っておりますので、またそれについての対応ということで、あとを伺いたいと思っております。

次に、避難所の設備について検証してみたいと思っておりますが、甲奴町におきましては発災時、甲奴健康センター「ゆげんき」が避難所として開設されましたけれども、途中で変更されるということがございまして、避難所として甲奴小学校の体育館が開設されました。体育館、多目

的トイレはその時点で故障しておりました。それから、体育館ですからお湯を沸かすところもなく、そして情報収集するための音声告知放送設備、テレビもなし、携帯電話の電波もところによっては通じないという状況のところでございます。備蓄品に関してもいろいろ質問がありましたけれども、備蓄品も一切ないと。そういうところを補うために、校舎を開放していただければ、それらの多くがそろいました。AEDも常備されていまして、本当に健康状態がかなり不安な方もいらっしやった。途中で救急車で運ばれる方もいらっしやるという中で、車椅子での移動しかできない方とか認知症の方、赤ちゃんを連れた御家族のために何が何でも校舎の開放をとお願ひしまして、本庁から校舎の鍵を開けていただき開放していただきました。鍵を届けることになったことも、それはそれでまた職員さんに非常に危険を強いることになってしまいますので、支所にマスターキーがあれば難なく対応できたことと思います。目の前に、より安全に避難者への対応ができる設備がありながら、あけられないことは避難所としての準備がなされていなかったことが浮き彫りになったと思っております。長時間、不安な避難の時間を過ごす皆様にとって、使える公共施設はやはりちゃんと使えるように、同じ小学校という施設内ですから、そこのところをしっかりと考えて設置するべきと、今回の災害を教訓として今考えているところでございます。避難所の設備について、また小学校のマスターキーを地元支所へ置かないということについて、どういう判断でそうされているのかということをお伺ひします。

それからもう一つ、多目的トイレですけれども、多目的トイレの故障がそのままにされていたということ。これは避難所としての機能ではなくて、やはり学校の施設として多目的トイレの故障がそのままにされていたこと、これはどうしてなのかということをお伺ひしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) それでは、私のほうから甲奴小学校体育館の多目的トイレについて答弁をさせていただきます。

甲奴小学校の多目的トイレにつきましては、漏水が確認されていたため使用禁止の措置を講じておりました。そのため7月6日の豪雨によりまして、避難所となった際には使用できない状態にあったということでございます。その後、甲奴小学校の校舎をあけてトイレの開放もさせていただいておりますけれども、その間、利用者の方には大変御不便をおかけいたしました。7月17日から9月5日までの工期として漏水修繕工事を発注しておりまして、既に工事を完了しているところでございます。しかしながら、新たな修繕箇所がまた見つかりましたので、9月末までを工期として追加工事の発注を今行っているところです。

当該トイレの修繕中の7月28日に大雨により自主避難所も開設しましたが、その際にも甲奴小学校校舎を開放してトイレを利用していただけるようにしておりました。9月末までのしばらくの間は、同様の対応をさせていただくようになるところでございます。

なお、甲奴小学校体育館へ洋式の簡易トイレを持ち込むようにしましたので、こちらの利用

もいただけるようにしておるところでございます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 小学校のほうの鍵のことでございますけれども、支所の職員が「ゆげんき」のほうをまず最初に開設しておって、それから危険が迫ったために小学校のほうへ移動したというような経緯がございます。支所の職員が対応できるというところで鍵を支所のほうで持っていて、早急に対応が可能だということで体育館のほうの鍵を持っておりましたけれども、しかしながら、議員御指摘のように備品が不足しているとか、十分な対応が備品的にも、そのまた給湯施設等も難しかったという部分、これは学校との連携がとれていないというような部分も確かにあると思いますので、今後はこの避難所のあり方について、また特におっしゃいました設備や施設について総括にも記載しておりますように、抜本的に見直しを行っていきたいというふうに考えております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 今、教育次長がお答えいただきましたけれども、多目的トイレの故障ですね、これは何も災害時だけのことでなくて、やはり多目的トイレが必要だから設置されていて、それが使えないと何の意味もないわけですね。やはりそのところは障害者への配慮、高齢者への配慮というところがありますので、災害に関する以前にしっかりとこれは直さなくてはいけない部分だと思います。時々、私などもいろいろ市の施設に関しまして地域でなかなか早いことしてもらえんと、通告にはないですけど、甲奴小学校の防火層のことに関しましても、今あがっていると思いますが、そういうところでやはり本当に緊急を要するところ、そういう地域の声をしっかり聞いていただかなきゃいけないし、予算があるないじゃないんですよね。本当にしなきゃならないことは、どんなことをしてでもしていただかなきゃいけない。こういうときに限って故障というのが表に出てきまして、やはり地域の方からは体制というものに対して非常に不安を覚えていらっしゃる。そういうことが1つ、2つとないように、ぜひともよろしく願いいたします。

それから、マスターキーのことでございますけれども、実はマスターキーをとりについていただいたということで、小学校の校舎のほうを開放していただきましたけれども、それはもう時既に遅しですよ。「ゆげんき」から体育館へ来られて、体育館の中でも長時間トイレも使い、多目的トイレで地域の人たちが協力して使用された後は水で流すという作業をしながら、夜の11時前だったと思います。それぐらいになって鍵があったのだ、なかったのだ、あけますと言われても、体育館へ来て、みんなそこそこ疲れていらっしゃるのに、じゃあ、もういいです、ここで寝ますから動きませんと言われるんですよ、避難者の方は。確かにそうだと思いますよ。最初の避難所から移動してきて、しかもそこでトイレが使えるの、使えんのか、本当にこれ

は最悪の避難所としか言いようがない。やはりそういうところは、今、落田部長は言われましてけれども、しっかりと抜本的な見直しといたしますか、それを何々会議にかけるんじゃないですよ。本当に避難所として指定されているんですから、早急に見直しではなくて今申しましたような個々のこと、各地域でもあると思います。1つずつ本当に改良して行ってください、早く。本当に一日も早くということをお願いしておきます。

それでは、ここから今後どう見直していくか、防災体制の見直しということに入っていきたいと思いますが、提案もさせていただきたいと思います。避難所の変更とそこからの移動についてでございます。

こういうことは恐らくなかなかまねな事だとは思いますが。甲奴町がそういうところに面してしまったと。甲奴町の避難所は、先ほども申しましたように、当初に「ゆげんき」が開設されましたけれども、これもまた側溝があふれて内水の危険性が出てまいりました。これは恐らく行政のほうも想定外のことだと思いますけれども、そういうことで浸水のおそれがあるということで避難所が変更となりまして、甲奴小学校のほうへ移動しなければならなくなりました。

当時、市や消防団の車両に限りがございまして、避難者の車両にも分散して乗り合わせての移動となりました。降水量が最も多くなったころだったと思います。途中で県道の低いところはハンドルをとられそうなほど水がたまって危険な状態の中を、私たち市民の車で避難してくださった方を乗せての移動ということが起きたわけでございますが、もし万が一、この状況で事故があれば個人で対応していかなきゃならないんですかね。この移動については、事故の補償がある役所あるいは消防団が人命救助の職務として当たる、そういう制度的なものをしっかりとつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難所の変更と移動についてということでございますけれども、自主避難所として開設する避難所は避難後の滞在を考慮し、施設を決定しております。今回、甲奴町では「ゆげんき」を開設しましたが、議員御指摘のように側溝が増水したということのために、避難者の安全を考慮し小学校のほうへ変更いたしました。移動につきましては、消防団の協力も得ながら実施をいたしました。多くの住民の協力を得て移動していただいたことには感謝を申し上げる次第でございます。

災害時の避難支援については、自主防災組織と住民の連携、近隣の住民とのコミュニケーションを図ることで、災害時に助け合って命を守る行動がとれるコミュニティの醸成が必要と考えております。

また、このたびこの移動については、当然それにリスクも想定されますので、事故ということも当然考えられます。ですから、その補償については現時点でこうするという解決策は持ち合わせておりませんが、今後の課題としてしっかりと研究してまいりたいというふうに思っております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 今、落田部長は避難に関するところ、それは一時避難としての住民のみんなが協力し合って避難所へ行くということですが、今度、避難所からまた避難所へ移動ということは、これは2次避難的な動きになると思うんですよね。そのときにはやはり福祉避難所もそうですけど、2次避難所としての確保というところで、2次避難所への移動はやはり何らかのそういう補償がある人たちが責任を持って移動するという前提もあるわけですよね。ですから、そのところは次、危険な状況の中で自主避難じゃないですよ。避難所へ来ていて、さらにそこが危ないということで次の避難所へ移るわけですから、それは住民の人が力を合わせてとか何とかという問題じゃないと思うんですよ。やはりちゃんと安全を確保した上で次の避難所へというのは、それは行政なりが責任を持っていただかないと、それか、またそういうところをお願いできる、自主防もそうでしょうけれども、そういうところへお願いするんだったら安全を担保した上でお願いするというのをしっかりと構築していただかないと、やはり命にかかわってまいりますので、ぜひともそのところはしっかりと制度としてこういう場合はこういうところを確立していただきたいと思います。

それでは、最初の質問の検証のところでも述べましたけれども、避難所開設の時系列の防災メールが非常に確認しづらいというところがまず1点ございまして、どこがいつ追加されたか、防災メールでは最終的に37カ所全て告知されたのを、ちょっと私は見落としがあるかもしれませんが、認識していないんです。34カ所開設された時点で、37カ所というのは見ていないような気がするんですけれども、その防災メールの内容が1つと、それとともに先ほどの甲奴のように途中で避難所を変更するなど、非常に危険な対応だと思います。このことについては、今、避難所を移動する場合のことについて質問したわけでございますけれども、発災当初から土砂災害と豪雨災害は両方とも、今回の西日本大豪雨のときには予想できた気象予報であったと思いますが、今後、避難所開設への留意点につきましては、ほとんどの場合、地形的にもそうですね、土砂災害と水害とはセットで予測したほうがいいんじゃないかと思うんです。安全な避難所、そして自主防で1カ所というのも、非常に避難に危険が伴ってまいると思います。

昨日の横光議員から全ての避難所を開設すべきという提案もございましたけれども、やはりこれは各自主防1カ所といいますと、甲奴町でいえば4キロ、5キロ近く離れた住民の方もいらっしゃると思いますので、そこへ1カ所選ぶということは非常に危険を伴うと思いますので、複数の設置あるいは全部の設置というところを含めてお伺いいたしますけれども、今後いろいろ精査していただくとは思いますが、いかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難所を開設の告知ということでござ

いますけれども、今回37カ所の避難所を開設して、最初は19施設でございましたけれども、その後追加、変更ということで、合わせて37ということになりますけれども、これは先ほど御指摘のように、音声告知放送と防災一斉メール等により周知しております。何度もいろんなメールが、確かに県のほうからとか国のほうからとか市のほうからとか、またエリアメールも含めてたくさんのメールが大規模災害時には届いたかと思えますけれども、市のほうといたしましても避難所の開設につきまして、どここの避難所をいつにあけましたということは周知させていただいております。件数が多かったということもありますが、私どもとしては、確認したところでは37の施設はメールで送らせていただいているという認識でございます。

また、最初に開設する避難所が1カ所では少ないのではないかとございまして、避難所の数につきましては、大規模な災害を想定すると当然、市の指定避難所だけでは対応が困難ということも考えられます。先ほど申し上げましたように、どこの避難所を何カ所開設するかというのは、当然、自主防災組織の皆様方と十分協議をした上で開設場所、開設時期等にも協議をしていきたいというふうに思っておりますので、避難所のあり方について抜本的に見直しを行いたいというふうに思っております。自主避難所でありますとか地域で定める一次避難所、また先ほど申し上げました最初に開設する避難所を含めまして、その選定であるとか、あるいは開設、さらに運営にかかわって自主防災にお願いしなければいけないものとか、市が運営すべきものとか、そういう仕組みを今後構築していったり、より実践的で利便性の高い活用が可能となるよう協議検討していきたいというふうに思っております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) ぜひとも自主防災組織と協議の上、本当に地域で1カ所というのは、これは避難に危険を伴うと思っておりますので、改めていただきたいと思えます。

甲奴町内におきましては、自主防災組織によってそのほかの避難所は3カ所を開設されております。運営も自主防災組織によって行っていただいておりますし、その中心には防災士がいらっしゃいまして指示を出されたということで、非常に地域の方にとってはありがたかったというお声をいただいております。

この避難所ですけれども、開設されたんですが、告知の手段がなかったということで、せっかく地域で開設されているのに、市のほうでメールなり、いろいろなツールで告知された1カ所のところへ無理をして来られたと。後で、その地域でもあったんですよという話を聞いて、ほんならというので途中で変わられた方もいるし、もうしようがないね、ここまで来てしもうたらというお話も伺っております。各自主防災組織が積極的に開設していただいたところ、こういうところを音声告知放送を使って拡散できることが絶対必要であると思えます。各地域で音声告知放送を各地域の情報を早く伝えるためのツールとして使っていただきたいと思えますが、そちらへの対応はいかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 一次避難所開設の告知についてということでございますけれども、このたび甲奴町で開設いただいた一次避難所については、自主防災組織や振興協議会が中心となって開設いただいたものと認識しております。

市内全体で見ますと、今回の災害に対しまして60カ所以上の自主防災組織等による避難所が開設されております。そこに避難された方々の人数をいいますと500人に及ぶ方々が自主避難所のほうへ避難されたというデータもいただいております。

今回、市からの周知は市が開設した避難所でしたけれども、市内では自主防災組織で開設していただいた先ほどのような避難所も多くあり、多くの方に避難行動をとっていただくには自主防災組織等で開設いただいている、このたびのような避難所も周知が必要だというふうに考えております。

現在、市内全域へ音声告知放送を行っていますが、より効果的にさらに多くの皆様に周知の徹底を図るということのために、地域ごとの放送も検討していきたいというふうに思っております。

（8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 山村議員。

〔8番 山村恵美子君 登壇〕

○8番（山村恵美子君） せっかくの音声告知放送のシステムです。有効に使っていきたく思いますので、本来ならやりますというお答えをいただきましたのですが、検討ということでございますので、本当にこれは早急な対応をしていただきたいと思っております。

それでは、福祉避難所のあり方について伺います。

最初に、通告の内容に私の誤ったところがございますので、そこをおわびして訂正させていただきたいと思っておりますけれども、避難所について以前、全員協議会で森本部長に伺いましたところ、2次避難所であり、要援護者への避難時対応とお答えになったと思っておりますが、私が内閣府のガイドラインを見間違えておりましたので、一時避難所とすることも可能であるというふうに通告書に書いておりましたけれども、これは森本部長の御説明のとおり、ガイドラインにおきましては2次避難所として設置されるものとなっておりますので、この点を訂正させていただきます。その上で質問に入らせていただきます。

要援護者につきましては、一時避難所へ避難された上でそれぞれ困難を来した場合、2次避難所への移送というガイドラインが示されているわけですがけれども、既に東日本大震災においても対象者の選定に当たる保健師が被災されてしまって、福祉避難所が開設できなかったとか、災害が起きている最中に移送することが全く現実的でない、またできたとしても要援護者への負担が大き過ぎるなど不備が指摘されておりましたので、自治体によりましては有事の際は機能しないということに気づき、要援護者は直接福祉避難所への避難ということを決められているところもございます。

今回の豪雨災害時、甲奴町では老人福祉施設美山荘が福祉避難所と避難所を兼ねている施設ですけれども、福祉避難所として開設されましたけれども、本市としてはあくまでも2次避難所としての福祉避難所と捉えられておるわけです。市が開設告知されたのは、甲奴健康センター「ゆげんき」のみでしたので、要介護の方とか車椅子でなければ移動できない方、認知症の方、乳幼児など避難所で一夜を過ごされましたし、さらに「ゆげんき」から甲奴小学校へ避難所が変更になった際も、福祉避難所である美山荘へは既にアクセス道が浸水して行けなかった現状もございました。

そういうところで、やはりこの福祉避難所というところでございますけれども、二次的な避難所という捉え方には非常に現実無理があると今回の災害で感じております。ぜひとも他の自治体でそのところを改善しているのと同様に、本市におかれましても福祉避難所へ一時避難として直接行っていただくようなシステムをぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、そのところのお考えをお伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 現在、本市が協定を締結させていただいている福祉避難所は全部で13カ所ございます。福祉避難所の利用については、被災によって自宅での生活が困難な要支援者の、いわゆる要配慮者の方を想定した内容というふうになっております。

平成28年4月の内閣府によるガイドラインでは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、一般の避難所に避難された方で福祉避難所の対象となると市が判断した場合、施設管理者へ開設を要請することになっております。福祉避難所への避難は、受け入れ可能人数、また施設の受け入れ体制、福祉避難スペースの確保も大きく関係してくるため、福祉避難所の協定内容について、現在のものをより実践的で利便性の高い活用が可能となるよう、内容について協議検討していきたいというふうに考えております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 国のガイドラインにおきましては、要支援者だけではなくて乳幼児ですとか、その家族も含むというふうになっておりますよ。ですから、枠はもっともっと広いはずです、三次市が捉えていらっしゃるのよりはね。だから、そういう方も実際、今回避難されて一晩過ごされるのに大変な思いをされたというところで、せっかく施設と協定を結んでいただいて福祉避難所というものが確保されているんですから、それはやはり市民のために全面的に利用できるような体制づくりをと思うわけでございます。ぜひとももう一度、この福祉避難所についてはしっかりと御検討いただいて、それから要支援者にかかわって名簿が上がってきておりますよね。ですから、そういう方に対しては何も指定の避難所へ行かなくても福祉避難所

へ直接行っていただく方法とか、さまざまに考えられるわけですし、より安全に安心して避難をしていただくという方法について、しっかりと考えていただきたいと思います。

それから、福祉施設との協定の上で福祉避難所に指定されておりますが、実は7月6日の夜だけではなくて、7月28日にも自主避難所として開設された折に、6日の時点でも高齢者の方が避難所はつらいと、しんどいと、どうしてもよう行かんと言われるんですね、御近所の方ですけど。そういうところを酌みまして、私は28日のとき、台風12号の接近の折ですけれども、福祉避難所に直接お運びしたということがございまして、非常に安心して過ごされたという現状がございまして、ぜひともそういうところを地域の願い、それから本当に要支援者でなくてはならないのかということも含めまして、施設の方と協定の見直しということをもう一度していただきたいと思います。

それからもう一つ、協定を結ばれた施設のほうは通常の業務もあるわけですよ。デイサービスもあり、ショートステイもありということで、かといって職員の人数は増やすわけにはいかないということで、非常に対応に施設としても苦勞されておりました。多分、福祉避難所を開設されたのは今回が初めてですか。そういう中で、やはりそういうところも浮き彫りになってきたと思うんです。だから、本当に好意で協定を結んでくださっているわけですけれども、実際やはり事業所に多大な負担がかかっているという現状もございまして、そこも含めて今後の対応をどのようにされていくかお伺いしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 今後の対応ということでございますけれども、内閣府によるガイドラインでは福祉避難所を開設した場合には、職員を派遣することになっておるということですが、これが難しい場合には施設管理者の協力を得ることになろうと思います。長期的な避難となった場合、県などと連携し、専門的な人材とか、あるいはボランティアの配置を行うということになろうかと思っております。大規模災害の発生とか市内全域に避難指示等を発令した場合、福祉避難所へ職員を派遣するというのもなかなか難しい部分もございまして、また先ほどおっしゃいましたように、各施設の人員にもやっぱり限界があるというふうに思います。福祉避難所は協定先の施設を利用させていただいておりますので、施設外の人材の従事については施設管理者との協議が必要であろうというふうに思っております。この点についても従事が可能であった場合でも避難所の開設や運営方法について、当然協議をしていく必要があるというふうに思っております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) せっかく本当に福祉避難所というのはありがたい制度であると思います。しっかりと実際の災害に対して対応していただけるような枠組みづくりをお願いしたいと思います。

ます。

次の質問で、自主防災組織についてのことを伺おうと思いましたが、こちらのほうもいろいろ総括でも提出いただいておりますので、こちらに関しては省かせていただきたいと思います。

それから、次に防災士の活動についてでございますけれども、防災士は市内に70人以上ということで活動しているわけですが、今回、避難所において防災士の活動というものは市民の皆様には少しずつではありますが、御理解をいただいております。今後、防災士の活動に関しまして、もっともっと市民の皆様へ告知する、あるいは理解していただくことが必要かと思っております。

それから、今後の防災士の増員というところに関しましては、ずっと申し上げておりますけれども、非常に女性の登用が少ないということでございます。避難所運営なんかに関しても、女性の力というのは非常に大きかったと思っております。そういうところで女性の登用ということで、育成に関して、今後ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。その点をお伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 防災士の活動についてということでございますが、本市では防災士を地域防災力向上のかなめとして平成25年度から育成をしております。昨年4月に三次市防災士ネットワークを設立し、現在74名の加入があり、研修会等により研さんを積んでおられます。

防災士は、地域防災力の向上に向けた活動が主な役割であると認識し、各地域で住民の防災意識向上への取組を行っていただいております。また、災害時には避難所の運営など、自発的な防災ボランティアとして活動をいただいております。防災士については、各自主防災組織からの推薦をいただき育成しておりますので、各地域の中で活動していただくことで役割も御理解いただけるものと考えております。

防災士の役割や活動を周知するためには、防災士ネットワークの活動などを広く市民の皆様へお伝えする必要があるというふうに思います。例えば、市の広報であるとか、あるいは出前講座等で御紹介し、また女性の団員の加入についても少ないという現状がございますので、災害時に女性が活躍していただく場が非常に多いという部分も実際にございますので、女性が活躍される場合の重要性というか、そういうふうなものもしっかりとPRする中で防災士の活動の周知、また防災士のネットワークへの加入ということも図っていききたいというふうに思っております。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番（山村恵美子君） ぜひと積極的な活動を促すような指導でありますとか、それからまた女性の登用というところ、それから市民の皆様への周知というところでこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

災害復旧支援については、多くの同僚議員の質問にございましたので、申しわけございません、そちらも省かせていただきたいと思ひます。

それでは、児童生徒の安心・安全を守る環境について質問いたします。

まず、JR芸備線、福塩線の運休に伴います通学への配慮について伺ってまいります。

こちらも災害関連になりますけれども、この2路線において運休が続いておりまして、来年1月から3月にかけて三次一狩留家間においては1年以上を復旧までに要するという御説明がございました。列車の運休を受けて、三次市、庄原市、安芸高田市の高校、特別支援学校の10校の校長で設置されております広島県公立高等学校校長協会三次支部で、代行バスの通学によって支障を来してはいないか、今後の対応に関して先般会議が持たれたと聞いております。

一昨日の夕方、実は私は梶田駅を発車するバスを見ておりましたけれども、その時点で上下からまいりますのに5分程度のおくれが出たということで、やはり通学に関しましては時間が非常に左右されるということは授業へも影響が出るのではないかと危惧しておりましたけれども、先日、三次高校の安原校長にお話を伺いましたところ、今のところJRの配慮もあり、学校の授業に関して支障が出ているようなことはないというお答えでございました。しかしながら、1月から3月、早くてもその時期の復旧ということは、受験シーズンに入る前にまだ鉄路が使えないということは非常にこれはダメージが大きいと。特に三次高校は中高一貫校としてスタートいたしますけれども、そちらに関しても今のような現状でしたら、やはりそこで選ばれることをちゅうちょされる方が出てくるのではないかと。そういうところの影響を非常に心配されております。このことに関しまして、小学校も中学校も含めてですけれども、やはりJR運休によって各学校に影響が出ていることがないか、そういうところで学校側あるいはPTAなどから教育委員会のほうへ問い合わせ、あるいは要望などないかお伺いいたします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） JR芸備線、福塩線の運休に伴う生徒への通学の配慮ということで御質問いただいているところであります。

先ほども議員のほうから高等学校のほうへの確認ということで、現在の授業への支障はないということで校長先生からのお答えをいただいておりますように聞いておりますが、私も市内の学校のほうへはどのような状況かということは個別に定期的にお話を聞かせていただいております。

議員がおっしゃったように、当初はなかなか運行に関しても心配があったようでありますけれども、現在落ちついているということは聞いております。そういった中で、JR芸備線、福塩線の早期復旧ということが問題でありまして、それを利用している生徒の代行運送について

も、本市からJR広島支社へ強く要請をしているところでもございます。

また、鉄道代行バスの遅延がないようにするというので、遅刻などが発生した場合は生徒の不利益にならないよう配慮していただきたいということを広島県教育委員会のほうにも再三要望をしております。

また、保護者からの教育委員会のほうへの声が届いたかどうかというお問い合わせもありましたけれども、これまで保護者の県北の高等学校から三次市教育委員会に対しましては、交通及び通学に係る要望等は現在出されてはおりません。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 今回の7月の災害にも続いて、芸備線、福塩線が私どもの三次市において止まっておるといことは行政としても大変重大視しております。したがって、新聞等でも御承知いただいておりますように、私ども庄原、安芸高田、三次市のみならず、広島市を含めて4市でJR西日本の広島支社に対していろいろと要望も進めていこうということ、また私どもも要望とは別に、JR西日本広島支社に対してもさまざまな面で努力をしていただきたいということを要請もしておるところでありまして、今おっしゃっていただいたものを可能な限り早く解決できるように、私どもも一生懸命やっていきたいと思っておりますし、何らかの形で方向性も出していただくような形につながっていくように、最善の努力をしていきたいと思っております。したがって、いろいろと通学、通勤さまざまな面で大変影響を受けておられる市民の皆さん、沿線の皆さんに対して、可能な限り努力するというので、今日はこのぐらいでとどめさせていただきますと思います。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 非常にお力添えをいただいているわけで、そのところは私どもも十分承知しておりますけれども、ただ本当に安原校長が危惧されているように、受験シーズンに突入いたします。そのところで、やはりJRが使えないということの非常に大きなリスクというのは、保護者を始め、生徒さん自身もちろんそうですけど感じていらっしゃいますので、どうしてもそこが無理となれば、やはり市独自の対応とか学校と協力されて、そういうところについても具体的にお話を進めていただきたいと思っております。

それでは次に、学校の熱中症対策について伺います。

本市においては、全国的に見てもより早く、小・中学校の普通教室にエアコンの設置を終えていただいております。しかし、この猛暑続きの夏、各地で熱中症により学校での子供たちに危険が迫り、犠牲者も出てしまいました。全国的に児童生徒が熱中症にならないよう活動を制限する動きが広がっております。

岡山県津山市などは8月の一定期間クラブ活動を全面的に中止とか、埼玉県戸田市の教育委

員会では気温が35度以上になるという予報が出ると屋外活動を禁止するとか、そのような指導をなされておりますけれども、本市におきましては各学校に関して、その点についての指導がございますでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 学校の熱中症対策ということで御質問いただいているところであります。

議員おっしゃっていただいておりますように、本市におきまして本当に県内でも先駆けて普通教室に100%の環境を整えたエアコンということであれば、本当にこの夏を振り返ってみましても、この猛暑の中、生徒児童ともに非常に有意義であったということを、直接話を校長から聞いているところでもあります。

そういった中で、まず熱中症の対応ということで申し上げますと、こういう猛暑が続く中でありますので、それぞれの学校で工夫して活用を図っていただいております。先ほどおっしゃいましたが、例えば授業の際、外で気温が高くなったらその時間はもう中止して教室に入って、そして教室での学習に切りかえているというようなこと、あるいは部活動におきましても、長期休業中も早朝練習をやった後、暑くなった時間にはもう教室のほうへ入って、今度は長期休業中でありましても学習のほうを続けてやっていくということで、そういう形の活用を図って、生徒児童の健康の状況も保っているところであります。

また、先ほども御紹介がありましたが、本市におきましても、気温が35度以上になった場合には屋外での運動や遊びを控えたりするというのを、どの学校も同じような基準で行っております。これらのものはこれまでも国のほうから出された資料等をもとに判断をしているところでございます。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) 内陸部ですと非常に気温の上昇が激しい、今年の夏もそうでしたけれども、県内どこよりも高い状況が続いたわけですから、本当にきめ細やかな対応、健康管理をこれから御指導願いたいと思います。

それでは最後の質問でございます。文部科学省の求める通学路の点検について伺います。

5月に新潟市で下校中の小学生が殺害され、御遺体を線路に置くという残忍な事件を受けまして、文科省は国公立学校の通学路の安全確認に当たっての注意事項を7月11日付の文書で通達されたと伺っております。まず、その内容を伺います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 文部科学省のほうから出されているものを今御紹介いただきましたけど

も、通学路登下校における児童生徒の安全確保ということも含めまして、現在出されているものがございます。

その中で、まず先ほどもお話をいただきましたが、大変痛ましい事件でございましたけれども、平成30年5月、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したわけでありまして。これを受けまして、平成30年6月、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議というものが国で持たれまして、登下校防犯プランというものが取りまとめられたところであります。この中に緊急合同点検をするというものが記されております。これによりまして、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁の4省庁が連携し、対応策を検討しておりまして、ここで通学路緊急合同点検実施要領というものが示され、県のほうに届けられたところでございます。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) また、6月の通知におきましては、9月末までに学校、住民、警察、学童保育所職員らがともに通学路の状況を調べて報告するよう求められておりますけれども、この調査というのは既に終了されておりますでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 調査のことにかかわってでございますけれども、先ほど申しあげましたような形で県まで参りました。本年7月に各都道府県教育委員会宛てに、先ほど申しあげました登下校時における児童生徒等の安全確保について(依頼)ということで、広島県教育委員会にも依頼があったように聞いております。

この通学路点検につきましては、文部科学省から広島県へ通知されておりましたけれども、県が警察等の関係機関と具体的な調査方法等について調整を図られていたため、県全体でございますけれども、本市への通知は9月4日にされたところでございます。したがって、現在調査の内容、方法について広島県教育委員会と協議しながら、本市における調査手法について検討を行っているところでございます。

(8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 山村議員。

[8番 山村恵美子君 登壇]

○8番(山村恵美子君) それでは、9月末までに報告を求められるという時期に関しては、また延長されるということですか、報告の最後を。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長（松村智由君） 県のほうから聞いておりますのは、県教育委員会のほうもそういう状況で調整を図っておいりましたので、国と協議をいたしまして柔軟に報告をせよということで県のほうへ国から回答があったそうです。それを受けて、本市でもこれから進めてまいろうとしているところでございます。

（8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 山村議員。

〔8番 山村恵美子君 登壇〕

○8番（山村恵美子君） ぜひともこの調査についてはしっかりとさせていただいて、児童生徒の安全を確保していただけるような方向に結びつけていただきたいと思います。

そして、この通学路への点検というのは防犯カメラの設置などに向けての確認であるともされておりますけれども、防犯カメラなどの設置ということに関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） まず、通学路の安全にかかりましては議員のほうからも御紹介がございましたように、関係機関とこれを行っていくということとなっております。本市のほうも現在、三次警察署のほうから通学路において、これまでの声かけ事案があった場所であったり、そういった具体的なものを情報としていただくこととなっております。

なお、防犯カメラにつきましては、例えば、市内のいろんな箇所へつけていらっしゃるかもしれませんが、これを教育委員会のほうが活用させていただくというようなことが今はございません。逆に聞いてみますと、警察署のほうもそういったところを把握はされているようでございますので、こういった形、こういった場所へそういうものが設置されているかも含めて、またお尋ねをしながら、関係機関と連携ということでございますので、そういった面も含めて連携をさせていただきたいと考えております。

（8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 山村議員。

〔8番 山村恵美子君 登壇〕

○8番（山村恵美子君） ぜひとも市民の安心・安全のため、特に子供たちに関しては将来を担っていただく大きな大きな子どもたちの財産でございますので、しっかり守っていただく体制をつくっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 順次質問を許します。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） 清友会の保実でございます。9月議会、最後の13番目の質問者でございますので、皆さんはお疲れと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので質問に入りますが、その前に全国の台風、地震、また豪雨災害に遭われた多くの被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、今年6月議会の一般質問でネウボラみよしについてを質問いたしました。その中で、風疹対抗検査や任意の予防摂取についての助成事業の提案をさせていただきました。当時は5月末で患者数は全国で160人を超えたぐらいでございましたが、けさの新聞報道を見ますと9月2日までの集計で362人に、質問したときの4倍になっていると。それと、広島県においても5月時点で10人ぐらいだったと思いますが、現在13人と中国地方でも広がりつつあります。これは妊婦が感染すると先天性風疹症候群と呼ばれる障害を引き起こすことがあります。特に医療、福祉、教育の分野で働く多くの人には確実に免疫をつけておく必要があると思いますので、本市としても検討だけではなく、早い対応をお願いいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

大きく1番目の所有者不明の土地についてでございます。

その中の小さい1番の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法についてお伺いいたします。

今年6月6日の参議院本会議で、所有者がわからない土地の利用を促す特別措置法が成立いたしました。都道府県知事の判断で最長10年の利用権を設定し、公園や仮設道路、文化施設など公益目的で利用できるようになります。今回の特措法は、所有者不明土地問題の対策の第1弾となるものでございますが、来年6月までには施行されるということになっております。この不明土地の面積はよく報道されておりますが、九州本土よりも広いと推計されており、私は公益目的の利用だけでなく、民間による利用拡大も進めていかなければ、この問題は根本的な解消にはならないのではないかと思うところでございます。そこで、この法律に対する市長の基本的認識をお伺いしたいと思います。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 御質問いただきました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について、市長の見解ということでございます。

所有者が不明なことで公共事業の推進等に支障とならないような手だてが講じられる法律であるということは第一義的に言えると思っております。したがって、全国的に所有者不明土地が増えている現状を見ますと、有意義な法律であるという認識は、私自身は持たせていただいております。しかしながら、現在最も苦慮しておりますのは、公共事業に伴って取得が必要な土地等の権利関係において相続登記がなされておらないことによりまして、権利関係者が多数となっている場合がございます。中には権利関係者が全国各地、さらには国外に及んでいるケースもございます。そのような場合には登記事務がおくれ、事業着手がおくれることに今一番

いろいろな事業を進めていく中で懸念をしておるわけでございまして、そういう内容に対して、今回の特別措置法はそのことに対しては対応できないということでございますので、あえて言わせてもらいますと、さらなる法の制度の整備が必要であるということもつけ加えさせていただきたいというように思います。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 有意義な法律であると、けれど、全てがこれに適用できるものではないというようなことで、今、市長も答弁で言われましたように、今回は特定な地域住民が利用できる公園とか公民館、診療所というものが対象になると思うので、ただ、これはまだ第1弾ということで、第2弾というのが2020年ごろまでにあるのではないかと考えておりますので、そのときにはまた質問させていただきます。

そして、この法律は土地収用法の特別措置法という面があると思います。土地収用法では、公共事業用地に所有者不明の土地がある場合、都道府県の収用委員会で事業者がその土地を収用してよいかどうか裁決を行うことになっていましたが、今回の法律では収用委員会にかけずに県知事の裁定で土地収用が行えることとなり、手続が簡素化されますが、どのぐらい短縮されるものなのか。また、憲法29条が保障する土地所有権そのもの、公共のために権利者の意に反してでも奪うという財産権の侵害度が最も高い手続でもあると思います。そうした中、来年6月までに施行される、この特措法、本市への影響はどのようになるのか、この2点をお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) この特別措置法なんですけれども、先ほど御紹介がありましたように6月6日に参議院で可決されて、6月13日に公布されて、早いもので6カ月以内に施行していくということになっております。

そうした中で、先ほどございましたように、これまで土地収用、そういった土地について事業を行うときに公益性が強いものについては、土地収用法によって工事等が施行できるんですが、その前に収用委員会を開いて、そこで同意といいますか、許可が出てということだったのが、それが県知事の権限が与えられるということになります。三次にはそういったものがこれまでなかったんですけれども、数カ月は短縮されるだろうというふうに、ちょっと新聞記事とかのあれなんですけれども、そういうことがございました。

ただ、当市では近年、法条の整備等ではそういったものがあつたように聞いておるんですけれども、さらにいいますと、現在進行中の事業でありますとか計画している事業におきましては、所有者が不明であるということの土地への影響というものは今のところは確認しておりません。そういうことで、今回の法によります効果というのは、現在のところはないというよう

な状況でございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) まだ施行されていないわけですから効果というのはわからんでしょうけど、今どのくらい短くなるかというのは数カ月と言われていましたけど、私が勉強したところによると、やっぱり半分ぐらいに短縮、1年ちょっとかかるものが6カ月ぐらいに短縮になるのではないかとこのようなことが出ておりました。

また、今回の特措法では土地のみが対象であり、建築物があった場合は対象外ですが、本市での建築物がある所有者不明土地の割合はどのぐらいあるのか、またこのことによって本市への影響はどのようなことがあるのかお伺いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 確かに、この特別措置法でいいますと建物はそういった法が適用されないということで、建物がある土地については適用が確かにされません。その割合はということでございますけれども、現状でその割合というのは把握いたしておりません。と申しますのも、なかなかこれを把握するというのが困難な状況がございます。

少しその理由を説明させていただければと思うんですけれども、この土地や建物の所有者を特定するためには、登記証の情報、そして相続がされていないことであれば、当然、戸籍系の市の住民課の住民情報、戸籍情報が必要になります。さらには、これも相続がされていない場合も課税対象のものについては、課税課のほうに限りなく権利者といえますか、義務者を探していきます。それで、現在連絡がつく方がどなたか、どなたが納めておられるか、そしてその方の住所とかそういった情報も持っておるんですけれども、個別に該当する土地があれば、そういった情報も使わせていただくことがあるんですが、全体的にその情報を集めて特定していくということがなかなかできないという状況がございます。個人情報との関係がありますので、そういったことで把握するのが非常に難しいということで割合については把握していないということになります。

それと、もう一つの課題がございまして、土地については登記所で全て所有者が明記されているんですけれども、建物は表題登記といまして、建物の所在があるということは登記所で登記しなければいけない義務があるんですが、それはされていないものが多くあります。さらにはいいますと、要はその建物が誰の所有かという保存登記、これは義務化されておりませんので、課税課のほうで今把握している建築、建物の数が5万6,000棟余りあるんですけれども、その中で保存登記がされておりますのが3万6,000件余りということは、2万件については保存登記がされておりませんので、所有者を課税のほうは調べているんですけれども、登記所のほうへ行ってもそれがわからないというような、そういった状況もございます。そういったこ

とで、全体を把握していないというのが現状でございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) なかなか把握はしていないということですが、今言われた所有権保存登記のことだろうと思うんですが、これは現在調べてみましたら、所有者の任意らしいですね、義務ではないと。任意だから全然それを登記していないということがあるんでしょうけど、今回の特措法が施行され、第1弾、第2弾として2020年までにはこういうものもちゃんと整備されるんじゃないかと思うところであります。また、そのときには質問させていただきたいと思っています。

利用権の許認可権限はあくまでも都道府県となっておりますが、本来は市町村の地方公共団体が事務を任されるべきではないかと私は考えるわけですが、今後の方向としてどのように考えておられるかお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) この特措法に係ります土地収用法、まだ施行はされていないんですけども、事務権限は都道府県にあるということで、そのまま都道府県の権限ということになっております。市としての考え方なんですけれども、土地収用に関します案件、議員おっしゃられたように個人の権利を剥奪するといいますか、事業のために所有権をとるということになりまして、非常に重い委員会でありますし、それのかわりの県知事の判断ということになるわけございまして、そういったことから考えましても、やはり都道府県が事務を行うのが妥当だというふうに考えているところでございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) これが成功されて、県知事が今度は裁定し、決めるというようなことになるんでしょうけど、そうすると収用委員会もなくして県知事へ飛ばしていくわけですから、でも、県知事は土地の現場というものはわからないわけです。一番よくわかっておるのは地方公共団体であり、担当者であり、組長だと私は思うので、そういうふうに質問をさせてもらったわけです。

所有者不明土地は、相続人が所有者変更の登記をしないことが主な原因ですが、その対策は現状、どういうふうなことをされておるのかお伺いしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長（部谷義登君） 今現在、具体的に相続を法で義務化されていないというのがありますので、固定資産の課税の納付書を送ったりするようなときに相続をしていただくようお願いするといえますか、直接具体的にそういったことをしているかという点と用地のほうではしていないというのが現状でありますけれども、一番にはそういった相続の義務化がされていないというところが課題になってこようかと思えます。

先ほど議員さんも申されたように、今回は第一段階でありまして、次の段階では相続を義務化していこうというような考えも示されておりますし、一定期間、相続がなされていなければ所有権を放棄したものとみなすというようなことも検討されているようでありますので、2020年、そのときにそういったことが施行されることを望んでいるというような状況でございます。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） 対策は現在ほとんどされていないというふうに理解したわけですが、私が思うには、亡くなられたときに死亡届を出されたとか、それとか亡くなられた後、いろいろな手続が市役所であると思うんですよ。そういうときに、相続のことも文書より言葉で、うまく強制じゃないんですが、促して不明土地をなくするとかいうようなことに持っていけばいいんじゃないかと思いますが、どう思われますか。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 確かに死亡届を出された方にこういったこともありますのでしていただくように、何らかの文書とかでお願いするということについては考えさせていただきたいというふうに思います。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） それでは、相続しようにもでないとか、したくないからといって土地を三次市のほうへ寄附したいというような相談は現実にございせんか。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 過去に合併する前に、旧町村の時代に具体的にそういった御相談を受けたことはございますけれども、合併して以降は直接そういった御相談はございません。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） 私が思うに、団塊の世代がこの世からいなくなる時代が来ます。そのときの相続のことも考えて、1つ提案なんですけど、所有者が管理できずにもてあます土地の寄附先として、土地の荒廃や土地の不明化予備軍を解消するために最低限の管理を行う受け皿となる組織、団体等の設置を市として、市独自でリスクはありますが、考えてみることはございませんか。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 先ほど紹介しましたように、現在検討されております次の段階の法の整備の中で、そういった土地の放棄等ができるように検討されている中で、その受け皿をどうするかといったようなことも、現在検討されているようでございます。そうした中で、市としてそういったものを受けることができるのかみたいなことについては、注視をさせていただきたいと思うんですけども、一律に全てを市が受け取るということになりますと、後々の管理とかそういった義務も生じますので、欲しいものだけを市がいただくというようなことができるのかどうかも、こういった次の制度の中でどうなっていくかというのは注視をしていきたいというふうに考えております。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） 要る部分だけを寄附してもらうわけにはいかんらしくて、寄附する場合は相続する全体のものの中ということで、これはまだ法律も余りはっきりしたところがないというようなことも聞いております。固定資産税の問題も出てきますから、その受け皿団体に対しても。問題はいっぱいあると思いますけど、何らかの形で農地の分でも中間管理機構がありますよね、ああいうふうな形に似たようなものにすればいいんじゃないかなというふうなことを勝手に私が思っておることで、今聞いてみたわけです。

また、重要な問題として、現在の不動産登記制度による所有者情報の把握には限界があるということで、近年、所有者情報源として固定資産税台帳が重視され、その利用が法的にも位置づけられてきていると聞いておりますが、今回の特措法においても、所有者を探すための固定資産税台帳の情報を行政機関が利用できる制度が創設されております。しかし、固定資産税台帳も万能ではなく、免税点未満の土地所有者については情報を十分に把握していないのではないかと指摘もありますが、本市の状況はどうでございましょうか。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 確かに、今回の特措法でそういった住民情報でありますとか固定資産税の関係の情報、こういったものを利用することができるというふうになっております。具体

的には、登記所の登記官がそういった情報を集めて、長年相続されていない土地について、そういうのを登記簿の中へ表記できて、さらには登記官の権限で相続関係者を調べて、そういった情報を集めて情報をくっつけておくことができまして、さらには長く登記されていませんよということを、所有権を持っておられる方に勧告するような制度が今回できるというふうに聞いております。

ただ、例えば三次市全体にそれをするといいましても、相当な数ですから全部はできませんので、市の今後の事業でありますとかそういったことを登記所のほうへお願いして、こういったところから優先でやってほしいといったようなことはできるように聞いております。

それと、先ほどありましたように、課税情報も課税される場合はしっかり調べて追いかけていくんですけれども、建物でいいますと多分20万だったと思うんですけど、土地でいいますと30万に達しないものについては、そもそも納税義務者を探しませんというか、追いかけませんので、そういうことは確かにあります。それで、現在は課税台帳にある土地の筆数が48万8,146筆あるようです。そのうち課税免税点以上になるものが27万4,467筆ということは、その免税点以下のそういった情報を持っていないというか、調べていないであろう土地が20万筆を超えているというような状況でございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 大変な筆数と思いますが、その辺のところも解決しないと、この所有者不明土地の解決にはなっていないということで、この特措法ができたわけでしょうけど、今、土地なんかで全国でいうと、免税点未満となる土地は面積比で全国で9%、納税者数で見ると全体の19%で、特に中山間地にこういうのが多いというのが出ておりました。そうした中、免税点未満の納税義務者のうち、どのぐらい死亡者がいるか全く把握していないというような自治体もありますが、本市ではどうなんでしょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 課税のほうに照会したんですけれども、そういった状況についてはちょっと把握していないというのが現状でございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 把握していないということは、私もこれ以上質問はできないということです。

土地所有者にとっても、所有している土地の課税標準額が免税点未満であれば、納税通知書が届きませんよね。そのため土地の存在自体、相続人は気がつかないおそれもあります。そし

て、納税通知書を送付されないため土地の存在を知らない相続人が今後増加するおそれがあります。その辺はどういうふうに思われますか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 先ほど申しましたように、膨大な数の筆数になる土地がございます。

先ほど言いました数字につきましても課税上の土地の筆数でありますので、それ以外にも漏れているといたしますか、もっと登記所のほうでは数が多いというふうに考えております。今それに対してどういった対策ができるかというところには苦慮しているといたしますか、なかなか方策が見つからないというのが現状であります。先ほど言いましたように、そういったことも国のほうも課題というふうに認識されているようでありますので、相続の義務化等が施行される見込みでありますので、そうした中で、具体的にどういったところまで市のほうがそういった情報とかを使って調査ができるか示してくれるというふうに期待しているので、次の段階の措置が考えられたときに検討したいというふうに考えます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 今、部谷部長とのいろんなやりとり、それを聞いていただいております増田市長、こういう問題がありますので、ぜひとも市長会等におきまして国への要望とか、こういう問題があるということをも末端から国のほうへ上げてもらいたい、そんな気持ちですが、市長はいかがでしょう。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 突然私を御指名いただきましたが、今現在、社会情勢の中で農地1つとりましても、機構を持ちながら維持管理をしていく、あるいは山林も後ほど御質問があろうと思っております。森林の管理法の制定に伴って、条件的に悪い山林については市町村が担うような状況になるという点、さらには相続登記とか今展開されたことの問題、さまざまな面が最終的には地方行政、自治体へおりてくるということが、私自身のみならず、国内全体の自治体にとっても職員の定数減を図っている、努力しておるさなかにおいて、さまざまな面の受け皿が自治体に来るといのは大変困惑しておるのが、私の率直な思いであります。どう体制を組んでいくかということは、限られた職員体制の中で大きな課題を受けていくといのは大変なことであるというように率直に思っておりますので、そのことで答弁にかえさせていただきたいと思っております。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 突然指名したもので、3番目の森林経営管理法についての答弁をいただいたようなところもありましたが、また後で質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、小さな2番目の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律についての質問をさせていただきます。

今年11月に施行される農業経営基盤強化推進法の改正法では、全国的に増えている誰が所有者かわからない、所有者不明農地を担い手に貸し付けやすくする仕組みを設けるとしてありますが、現在、所有者不明農地は全国の農地の2割に上ると言われております。本市、三次市におきまして、所有者不明農地は三次市全体のどのぐらいかお伺いしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長(兼)農業委員会事務局長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 現在、三次市の中で厳密な意味での所有者不明農地というのは把握していないところがございますけれども、平成28年に実施されました農林水産省の調査によりますと、本市の相続未登記と、それから相続未登記のおそれがある農地、この全農地に占める割合というのが33.41%、面積にして2,449ヘクタールといった状況でございます。このうち遊休農地については2%、53ヘクタールといった状況で、多くは事実上、耕作がされているといったような状況でございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 事実上、耕作をされているというような最後の言葉がありましたが、いろんな資料を見ますと、こういう不明農地が増えておると。今、部長が言われるのはそうでもないというようなことに聞こえたんですが、農地を集約するのに、今、農水省は躍起になっておりますけど、なかなか中山間地では前進していないと。これをうまく集約するには中山間地が鍵になるというふうな新聞報道もされておると思いますが、現在、国がめざしております、今言いました農業の規模拡大や集約化、これは実際に部長、進むと思われませんか。私は非常に難しいんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) まず、農地の集約化の本市での状況でございますけれども、本市における農地集約状況については、平成30年3月末現在で認定農業者等によります集積については約1,888ヘクタールで32.1%といった状況でございます。一定程度の規模の集積が図られているということで、あるいは農地及び集落機能を維持する上で大変大きな役割を果たしておるといった状況でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、登記簿上は耕作をしている方あるいは耕作を委託とい
いますか、作業受託も含めて、登記簿上は所有者が亡くなられておられるといった方と、また
そういった相続未登記、例えば市外に既に出ておられて、市外の方が相続未登記ということで、
今後、未登記になるおそれがあるといったことが、先ほどの33.41ということでございます。
したがいまして、今の状況がこのまま長い間、何十年といった形で続くと、議員がおっしゃい
ますような事実上の所有者が全くわからない農地がだんだんと増えてくるといった状況があろ
うかと思えます。そういった意味では、農政関係においても、所有者の不明となった農地の扱
いについては、課題があるというふう認識をしているところでございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 私ども、旧三次の周辺部のところで住んでおるわけですが、私のところ
からちょっと入りますと、農地にいつの間にか大きな木が生えて自然に戻っている、山に戻っ
ておるんじゃないかというような状況のところもあります。そんなところもだんだんとそうい
うふうにはほっておけば所有者がわからなくなってくるということもありますし、今回の水害、
これも地区名は言いませんが、川西地区で農地が災害に遭いまして、これを農政課のほうで見
てもらったら40万以上の災害に当たると。だけど、誰が持っておるんかわからんから、保実さ
ん、調べてくれということがありました。私も地元ですからいろいろ探してみました。今、実
際の持ち主の人は亡くなられて、家も全部畳んでおられます。でも、若い人、長男さんは広島
に出ておるとい話を聞きました。亡くなられている前のお父さんが、その近くの人へ頼むか
らつくってくれと言われてます。そして、頼まれてつくっておった人も年をとってできないから
ということで、また第三者にお願いされました。その人が今現在つくっております。その人の
ところへ所有者、持ち主をちょっと教えてください、これ、災害ですから40万円以上になって
該当しますからと言って話を探してもらったんですが、連絡がつかない。どうにもならんとい
うようなことで、じゃ、あなたに言ってくれた最初の人のところへ聞いてみてくださいと言っ
たら認知症にかかっておられました。結局、これ、手がつけられないというような状況が現に
私の近くでありました。こういう問題が今からどんどん出てくるのではないかというようなこ
とも思うわけですが、そういったようなわからなくなる土地、農地に対しての対策というのは、
部長、どういうふうにお考えでしょうかお伺いしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 例えば、利用権設定の促進等によりま
して、農地の利用を促進して遊休化を防ぐといった取組等、具体的に行っておるわけでありま
すけれども、相続未登記の発生あるいは権利の細分化といった法的な個人の財産に伴う対応とい
うのは、事実上極めて困難な状況があるわけでございます。例えば、農地中間管理機構等へ預

けたいということになりますと、一定程度、法的な手続といったものも踏まえなければならぬ。そういった意味では、今回新しく法改正されることによって、従来では所有者の過半数の同意を必要としておった相続の田んぼ等を、実質的に管理しておられる相続の方が利用権設定等をしたいといった場合に、従来であれば過半数の同意が要ると。今回の法改正によって、実質的に相続の方が手続をすれば過半数でなくてもできるというのが、簡潔に申し上げると新しい法の趣旨であろうかと思えます。

もう一点は、従来、利用権の設定期間が5年間であったものが20年間ということで、一定程度の長期にわたって利用権の設定をすることができるということで、手続の手間が省略されてきたということで、そういった意味では、法改正の効果が出る改正になればというふうに考えております。具体的には、今年11月の施行ということでございますので、まだまだ今後の状況を見てまいることが必要になってこようかと思えますけれども、こういった制度ができるということ、農業委員会のほうでは年に一遍、農業委員会だより等も出しておりますけれども、そういったことの広報も活用しながら相続未登記農地等の利活用、これについて進めてまいればというふうに考えているところでございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 11月から施行ということで、まだ前ですからわからないこともあります。そして、11月に施行になってからまたわからないことがいろいろ出てくると思いますが、ぜひとも所有者不明土地ができるだけというよりは、出ないようにということで、部長には頑張っていたいただきたい、そんな思いでございます。

それでは、小さい3番目の森林経営管理法についての質問をさせていただきます。

5月25日にこの法律は賛成多数で成立し、来年4月から施行されます。審議中の中で、重要な問題点が数多く明らかになり、14項目もの付帯決議がつくという異例の事態になったとの新聞報道もされておりましたが、市長はどのように捉えておられかお伺いたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 御質問の森林経営管理法についてお答えを申し上げておきたいと思えます。これは市長としての思いでございます。

森林における人工林が現在、約半数が終末期を迎えておるという状況の中におきまして、林業の成長、産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、これらの森林資源の循環利用を確立していかなければならないと思っております。この実現を図るために、平成31年4月から導入されます新たな森林経営管理制度、いわゆる森林バンク制度でございますが、ひろしま森づくり事業の取組と同様に、本市の持続可能な森林整備等のためには有意義なものと考えております。

また、森林の利用につきましては、公共建築物への木材利用や木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出を図るほか、適切な森林整備、保全等を通じた地球温暖化防止や災害防止など森林の多面的・公益的な機能の維持、向上を図り、本市の豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう各関係機関との連携をしながら取り組んでいかなければならないと思っております。

一方、この説明会というのも、まだ私自身も受けておらない状況がございます。特に先ほども少し触れましたが、中における採算性のとれない山林の維持管理が市町村のほうが担うというか、委ねられてくるということ、これがどういう形でどのような体制で進めていくかということがまだ見えない状況でございまして、説明会等を通して県内の市長会等々も連携をとりながら、今後、自治体としての取組の体制を考えていかなければならないと思っておりますので、そこらが懸念をいたしておる主たるものであると思っております。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) まだ市長自身も説明会で説明を受けていないと、今答弁いただきました。今年6月の県議会の中でこの質問に対して湯崎知事の答弁が、県と市長と市町の実務担当で構成する森林経営管理制度の実務者研究会を設置して、9月末にはその方向性を出すというふうな答弁をされております。ただ、これは災害が起きる前ですから今現在どういうふうになっておるかわかりませんが、こういうことを思っておられたというので、まだ当然説明がないでしょうが、担当者は何らかの形で何らかの情報は持っておられると思います。

そして、林業の衰退と森林の荒廃に直面し、中山間地地域を抱える多くの自治体は国に対して担い手や財源など打開策を求めてきたと思います。私はこの法律はこうした自治体の期待に応えるものとなっていないのではないかなと思うわけですが、今の自治体の期待に沿うようになっていないと思うのは、市長さんが答弁をされた中にも地方の自治体に関係することを今言われました、そのことに当たる部分です。そして、今後これが施行されて、三次市の役割をどのように捉えておられるか、部長さん、いかがでしょうか。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) まず最初に申し上げました、先ほど市長のほうからもございましたけれども、スケジュールの確認をさせていただきます。

今現在、事務担当レベルで3回程度の実務研究会が行われておるといふふうに承知いたしております。もともとの予定では7月中旬から8月ぐらいのところ、市町首長との意見交換等、4回程度の実務者研究会等も踏まえた上で、最終的に県としての森林管理法に基づく方針というのが出るというふう聞いております。そういった意味では、今回の豪雨災害によって、そこらあたりのスケジュールが延びておるといった状況でございます。

市町の役割というのは、基本的に森林所有者にその森林を管理する責任というのがこの管理法の中で新たに義務づけということになったわけでございます。その森林管理ができる所有者の方についてはみずから行われるということで、それができない管理者については2通り方法があるということになろうかと思えます。利益が出るものについては市町を経由して委託して、その経営体のほうが伐採等を含めて対応するということとなります。問題になるのは、利益が出ない、所有者が管理できない間伐等については市町が担っていくというところが大きな課題であり、またそれをやっていかなければならないということであろうかと思えます。そういった意味では、市町が行う業務といったものも事前の調査を含めて多岐にわたることから、新たな制度の円滑な実施に向けて県、関係機関との連携を図ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 今回の部長の答弁の中でありました、私がお前に言いました14項目の付帯意見がついたという、その中の幾つかは今、部長が述べられました。これ、委託する業者、それもどうしてもひもつきのような業者になるんじゃないかという今回の委員会での議論もありました。そういうことも今から懸念されるところでもあると思えます。

また、実施するための財源としての森林環境税及び森林環境譲与税については、平成31年、通常国会において審議されることとなっておりますが、平成36年度から納税者1人当たり年額1,000円の納税義務が生じます。そして、平成31年からは暫定的に借入れをして総額20億円が前倒しして交付され、これを段階的に増額し、平成45年度以降は毎年、総額600億円程度が交付されると聞いております。これらの税の導入当初は剰余金の8割を市町村へ、そして残り2割を都道府県が森林整備に取り組む市町村の支援に活用し、市町村に譲与する割合を段階的に高め、最終的には9割を市町村へ、そして残りの1割を都道府県が活用するというようになっておるそうです。平成31年度に広島県に配布される総額は、約4億円と聞いております。このうち8割が各市町に直接配分され、市長の判断で森林、林業の政策を実現することが可能となります。しかし、ここで問題なのが、三次市の職員で林業を専門とする職員が何人いるのでしょうか。そして、経営管理権の取得方法や委託する業者の選定方法、また経営管理など事務処理が現在の体制で本当にできるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) まず、林業経営体の募集については、議員おっしゃいましたように、県が募集をして林業経営体を許可するのが県の役割ということになっておろうかと思えます。具体的に市のほうにおきましては、当然、林業の専門的な知識を持った職員が当たれば、それはベストであろうと思えますし、今後、何年かかかる中でスキ

ルアップをしながら実務経験というのは蓄積されていくものであるというふうに考えておるところでございます。

この森林環境譲与税は、森林環境税に先立って来年度から既に交付されるわけでございますので、それに対応していくためには地域森林に係るアドバイザーといったような活用も含めながら、まだ具体的な方針が示されておりませんので、そういった方針が示され次第、職員のスキルアップも含めて体制を組んでいくということになってこようかと思っております。森林関係の関係団体も含めて調整を図りながら、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) これも来年すぐです。半年余りもしたら、もう始まります。今の現時点で県の方針が出ればどうこういうときに間に合うんでしょうか、本当に。非常に不安なんです。こういう問題がある県会議員が6月議会で質問しております、本当に市町で大丈夫なのか。そのときの答弁が、県知事が事務の実施に不安を有していると私は認識していると。知事も市町を非常に心配しておるといような答弁でございました。ですから、今から方向が出てからどうこういう、すごく私も不安なんです。部長、どうなるんでしょう。

ここに、衆議院の農林部会ですか、そこへこの案を提案するときに、3月6日、これを見ますと林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が経営管理集約計画を定め森林所有者から経営管理権を取得した上でみずから経営管理を行い、または経営管理実施権を民間業者に設定する等の処置を講ずる必要がある、これがこの法案を提出する理由であるというふうに提案理由になっておりますが、これ、本当によく考えてみると、市町、末端の自治体は大変ですよ。これだけ行財政改革で人も減して本当に職員の皆さんは一生懸命やっておる。そんな中で、また新たな大きな仕事をいただく。部長、本当にその辺はどう思われますか、大丈夫ですか、来年施行ですが。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 現在、本市におきましては、例えば県の森づくり税といったこと、また国の国庫事業等を含めて関係森林団体とともに森林の管理の適正化あるいは、そういった森林の多面的な機能の発揮ということで業務等も実際行っておるところでございます。新しい森林管理法ですね、これのポイントになるのはやはり事前調査のところが一番はっきりしないところであろうかと思っております。どの程度の森林をどの程度のスピード感を持って調査するかということになろうかと思っておりますので、そこらあたりについてはしっかり検討して、既に申し上げましたとおり、実務レベルでは既に3回程度研究会等行っております。そういった意味では、若干スケジュールはずれておりますけれども、その準備も行ってお

るということになるかと思えます。

また、新たな事業の初年度金額については、三次市の金額はまだ具体的には県から示されておりませんが、制度上は基金を積みながらしっかり調査して対応もしていくということで、当然、県と足並みをそろえながらやっていくということになるかと思えますので、そこあたりは体制を組んでしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 本当に大変なことになると思いますが、何でこういうふうな法律を急いでつくって来年からすぐやるのかというようなことが新聞に出ておりましたが、なぜ急ぐのかと。これはリニア中央新幹線建設で所有不明の山とか土地が出てきて、これを2020年の東京オリンピックにどうしても間に合わせなきゃいかんということで、こういう法律が出てきたというような談話も新聞に出ておりました。ぜひとも来年、県ともよく検討されまして前へ向けて行っていただきたいと思えます。

それでは、大きく2番目の通級指導教室についてお伺いいたします。

昨年的一般質問で、31年度より実施すると答弁をいただきました。30年度は準備の年となるとの回答をいただき、現在の進捗状況をまずはお伺いしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 通級による指導にかかわっての御質問をいただきました。

通級による指導にかかわって、もう一度簡単にまとめてみますと、通常の学級においてほとんどの学習等の指導を行っておりまして、また一部、通級指導教室で障害による学習上、または生活上の困難を改善、克服することを目的に指導を行う学級でございます。

議員おっしゃっていただきましたように、来年度からの実施に向け、現在、教育委員会のほうは先進校の視察実習を行ったり、あるいは他地域の取組に学びながら、ここ2年間準備を進めてきているところでございます。7月には、ごらんになっていただけたかもしれませんが、広報みよしにおいて通級による指導における学習の目的や指導内容など、市民の皆様にお伝えをしてきたところであります。また、通級による指導について、より理解をしていただくためのリーフレットやチラシを現在作成しておりまして、配布に向け準備をしているところでございます。

来年度は、三次市市内の小学校1校に通級指導教室を開設する予定でございます。初年度となる来年度は、まずは1つの学校を開設いたしまして、この三次市に初めてできる通級指導による学級でございますので、焦点化した取組を行うことで指導のあり方を充実させ、そして三次市の通級による指導のモデルとなる基礎づくりを行ってまいりたいと思えます。

今後とも関係教育機関、専門家の方の指導、助言をいただきながら、よりよい通級による指導

が行えるよう準備を進めてまいりたいと考えているところであります。なお、これにかかっ
てのお問い合わせというのは、三次市教育委員会のほうへいただければ個別の状況をお尋ねしな
がらお答えしてまいりたいと考えているところでございます。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番(保実 治君) 広報みよし7月号、私も読ませていただきました。ですが、なかなか文
章だけではわからない、該当する親御さんたちと一緒に話をしてもらうのがよく理解できると
思いますし、それとうちの子に限って大丈夫じゃろうというような親御さんもまだおられます。
でも、実際にはというのが多々見受けられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともその辺を
丁寧にお願ひしたいと思っております。

もう一つ問題が、現在学校の先生でも通級の指導に関しては非常に理解をしておられないと
いう方も多々おられるんじゃないかと思っておりますので、その辺の解決もされなくてはいけないし、
そしてまず1校というふうに言われましたけど、義務教育、小学校、中学校どちらをされるの
か、どちらも1校ずつされるのか、その辺はいかがでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 大きく2つ御質問があったように思いますけれども、まず1つ開設を行
っていく学校にかかわってということでございます。学校をつくっていく場合、現在、小学校
のほうを考えております。これは平成31年度の通級による指導の実践をもとに32年以降にもし
っかりつなげて、できればまた学校数も増やしていきたいと考えております。この通級指導学
級のほうへ入っていただく子供さんというのは、特別支援学級のほうへお入りいただく子供さ
んと同様に専門の診断を受けていたり、あるいはそういうものをもってまた就学指導委員会と
いうところへ図って、そして最終的には決定をしていくこととなります。そういう状況も含め、
先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、個々の保護者からまたお話も伺いながらお
子さんの様子を聞かせていただき、学校ともども一緒に考えていきたいと思っております。

また、これを指導していくということになれば、学校の状況も大変だということも考えてい
ただいておりますけれども、確かに現在、開設していこうとする学校におきましては研修も始
めているところであります。おっしゃっていただきますように、教職員の専門性あるいは指導
力、また校内体制も必要でございますし、何よりも保護者の理解も必要となってまいります。
教育委員会のほうが窓口となっておりますので、しっかりと保護者の方の御意見、また御相談
に応じてまいりたいと思っております。

(10番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 保実議員。

[10番 保実 治君 登壇]

○10番（保実 治君） まず小学校1校から始めるということですが、ここで質問しますけど、ほかの学校にも小学生でまだおると思うんですよ、そういうのができれば行きたいと。そういう子供たちの対応はどういうふうを考えておられるのか。

そして、通級指導教室というのはいろんな症状のタイプの子供がおります。それには専門の先生がつかなくてはいけないということで、それぞれ違う症状の子にそれぞれの専門の先生が要るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 通級指導学級の他の学校への広め方ということではありますが、通級指導学級をその学校につくる方法と、それからこれは1つの学級が13人で構成するということが現在国のほうの基準の定数として言われておりますので、例えば市内の学校を複数校、先生のほうが移動しながら見ていくという、そういう方法もとれると思います。ただ、これも今後の子供たちの状況によってまいりますので、そのあたりもしっかりと各学校の状況を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

研修のほうをしっかりと行っていかないと、専門性というのが一番問われるところであろうかと思えますし、また子供たちの一人一人の状況というのはその学校につくった場合は1人の教員が見ていくこととなりますので、いろんな自分の状況を抱えたお子さんがいらっしゃいますので、その子供さんに応じた時間数、例えば少ない子供さんであれば1週間に1時間、あるいは1週間に3時間という時間で交代してやってまいりますので、普通の通常学級のほうで、そこで学んだことを使えるような形で活用できるように、しっかりと力をつけてまいりたいと思っております。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） これも今の答弁に関連するわけですが、来年スタートまであと半年ですが、準備はこれで万端なんでしょうかということと、先月ですか、三次、庄原、安芸高田市、3市の合同の研修会が庄原でありましたが、そのとき講演されたのが県の教育長でございました。私は最後の質疑応答のときに通級指導教室のことを質問したわけですが、正直言いまして、答弁はよくわかりませんでした。専門的な先生はというところで、県の教育長はOBを集めてその人たちにお願ひすればいいんじゃないかというような答弁もあったと思うんですが、この通級指導教室の先生というのは今も言いましたように、専門のちゃんとした教育を受けた者でないとできないと思うんですよね。その辺はちょっと私は県の教育長にがっかりしたところがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 現在もそうでありますけれども、例えば全ての教員が特別支援学級を担任していくときに、特別支援の専門の免許を持っている者とは限らない場合もございます。ただ、いずれにいたしましても大事なことは、それぞれの子供たちの状況に対して適切な指導ができていく、そういう教員の指導力もあろうかと思えます。あと半年ということでおっしゃっていただいたわけでありまして、よりよいスタートが切っていくように三次市も頑張ってもらいたいと思っておりますし、現在、専門の大学の先生が岡山のほうから来ていただいておりますけれども、この先生のお願いしながら学校のほうも、そして教員のほうも研修を行いながら子供に応じたよりよい学級をつくっていくということで頑張っておりますので、どうか御支援いただければと思います。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

〔10番 保実 治君 登壇〕

○10番（保実 治君） 教育長、期待をしておりますので、ぜひとも成功して各学校のそういう子供たちもそういう教室へ行けるような状況に、早い時期にやっていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

あと残りの質問は時間がございませんので、今度12月議会のほうに回させていただきますのでよろしく願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

明日から9月30日までの18日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から9月30日までの18日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長からお手元に配付の委員会審査日割表のとおり、委員会を開催する旨申し出がありましたので、御通知いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時12分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月12日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 杉 原 利 明

会議録署名議員 齊 木 亨